

タイトル	『両インド史』における歴史認識の諸問題
著者	浜, 忠雄; HAMA, Tadao
引用	北海学園大学学園論集(157): 1-61
発行日	2013-09-25

# 『両インド史』における歴史認識の諸問題

浜 忠 雄

## はじめに

本稿は、18世紀フランスの啓蒙思想家ギヨーム＝トマ・フランソワ・レナル（Guillaume-Thomas François Raynal, 1713～96年）の通常『両インド史』と略称される大著『東西両インドにおけるヨーロッパ人の建設と通商に関する哲学的・政治的歴史』（*Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les Deux Indes*, 1<sup>e</sup> éd., 1770; 2<sup>e</sup> éd., 1774; 3<sup>e</sup> éd., 1780）に見られる歴史認識とそれをめぐる諸問題を検討することを目的としている。

筆者が『両インド史』を読み始めたのは、1975年に拙論「フランス革命の植民地問題—黒人奴隷制の廃止をめぐる論争」<sup>1</sup>を發表して以降のことである。黒人奴隷制植民地を領有していたイギリス、スペイン、ポルトガル、オランダなどのヨーロッパ諸国や独立後も国内に奴隷制を温存していたアメリカ合衆国に先駆けて、フランス革命議会（国民公会）が1794年2月4日にフランス領植民地の黒人奴隷制の廃止を決議するに至る経緯を追跡したこの論文の結論は、黒人奴隷制廃止決議は「人権宣言」からの論理必然的な帰結として自動的になされたものではなく、カリブ海のフランス領植民地サン＝ドマングにおいて1791年8月に起った一斉蜂起を発端とする黒人奴隷による解放運動の展開が一大転機となった、もし黒人奴隷の解放運動がなかったなら廃止決議はなかった、というものであった。そして、論文の最末尾では「つぎに問われるべきは、黒人の解放・独立のための主体がいかにか形成されたか、これであろう」と書いた。以来、筆者の主たる研究は、フランス革命史からサン＝ドマングにおける黒人奴隷解放と独立のための運動であるハイチ革命史（1791～1804年）へと重心を移すこととなった。

ハイチ革命史研究の一部になったのが『両インド史』だが、そのきっかけは、ハイチ革命の傑出した指導者となったトゥサン・ルヴェルチュールが奴隷解放運動に合流するにあたって、「黒人は自由であり、彼らは指導者を求めている。それゆえ、私はレナル神父が預言した指導者にならなくてはならない」と語ったとされ、その「レナル神父の預言」がトゥサンの愛読書だった

---

1 浜「フランス革命の植民地問題—黒人奴隷制の廃止をめぐる論争」（『歴史学研究』419号、1975年）

と言われる『両インド史』に書かれている、ということを知ったことである<sup>2</sup>。

今では入手困難となった大著を70の項目に分類して抄録したガブリエル・エスケールの『18世紀の反植民地主義』(1951年)<sup>3</sup>で梗概を知り、「ドゥニ・ディドロを発見すべくレナルを読み直す」ことを試みたイヴ・ブノの『ディドロ、無神論から反植民地主義まで』(1970年)<sup>4</sup>からは、『両インド史』は協力執筆者となったディドロの「革命的マニフェスト」であるという知見を得た。また、1770年の初版だけでなく、1774年の第二版、1780年の第三版との比較対照が不可欠であることも分かった。そこで、以下の原著をマイクロフィルムやコピーで入手した。

初版——1770, Amsterdam, 6 vols., in-8° (Bibliothèque National 蔵)

第二版——1774, La Haye, 7 vols., in-8° (一橋大学附属図書館蔵)

第三版——1780, Genève, 10 vols., in-8° et atlas in-4° (国立国会図書館蔵)

これらを通読したところで、「[文献紹介] レナル著『両インド史』」(1979年)<sup>5</sup>で『両インド史』の篇・章構成のほか著者と『両インド史』に関する文献学的事項を整理し、それに続いて、「世界史認識と植民地—レナル『両インド史』の検討をとおして」(1980~83年)<sup>6</sup>では、『両インド史』の問題観、フランス旧植民地体制論、植民地解放主体論、歴史認識の特徴などについて分析した。その後の拙著・拙論では、『両インド史』における論説の重要性について幾度も言及してきた<sup>7</sup>。すなわち、啓蒙思想家の黒人奴隷制・植民地観の比較検討から得られる『両インド史』における論説の特異性、レナルのフランス革命批判を手掛かりにした啓蒙思想と革命との関係、「カリブ海の真珠」と呼ばれたサン=ドマングの「繁栄」に潜む奴隷制プランテーションの構造的矛盾の洞察、「グローバリゼーション」の原基形態としての「世界の一体化」についての省察、「新人文主義」の先駆的発現などの諸点である。

以下では、これまで断片的に指摘してきた論点を、内外の研究動向や筆者の研究の蓄積を踏まえて、敷衍しながら整理する。

本論に先立って、二つの前置きをする。

2 Georg F. Tyson Jr., *Toussaint Louverture*, New Jersey, 1973, pp. 12, 85.

3 Gabriel Esquer, *L'anticolonialisme au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1951.

4 Yves Benot, *Diderot, de l'athéisme à l'anticolonialisme*, Paris, 1970.

5 浜「[文献紹介] レナル著『両インド史』」(『史流』[北海道教育大学史学会] 20号, 1979年)

6 浜「世界史認識と植民地—レナル『両インド史』の検討をとおして (I) (II) (III)」(『北海道教育大学紀要』第31巻第1号, 1980年3月; 第31巻第2号, 1980年9月; 第34巻第2号, 1983年9月)

7 主たる拙著・拙論は、『ハイチ革命とフランス革命』(北海道大学図書刊行会, 1998年), 『カリブからの問い—ハイチ革命と近代世界』(岩波書店, 2003年), 『ハイチの栄光と苦難—世界初の黒人共和国の行方』(刀水書房, 2007年), 「ハイチ革命再考」(『年報新人文』[北海学園大学文学研究科] 7号, 2010年), 「ハイチから『新人文主義』を考える」(『新人文主義の位相—基礎的課題』[平成22・23年度北海学園学術研究助成共同研究報告書]北海学園大学人文学部, 2012年), 「ジロデ=トリオゾンの作品における身体表象—レイシズム, ネイション, ジェンダー」(『北海学園大学学園論集』155号, 2013年) などである。

第一は、『両インド史』が、ディドロとダランベールの編纂になる『百科全書』(1751～72年)になぞらえて、「第二の百科全書」または「植民地の百科全書」と形容されることである。それは、「地理上の発見」を発端とする近代ヨーロッパによる対外進出、植民地主義的膨張の過程を、多くの協力執筆者も得て網羅的かつ批判的に叙述していることによる。『両インド史』は全19篇、地域別では、東インド(第I篇～第V篇)、南アメリカ(第V篇～第IX篇)、カリブ海地域(第X篇～第XIV篇)、北アメリカ(第XV篇～第XVIII篇)からなる。そして、最終第XIX篇「結論」の全15章のタイトルは、①宗教、②政体、③統治、④戦争、⑤海運、⑥通商、⑦農業、⑧工業、⑨人口、⑩租税、⑪信用、⑫美術・文学、⑬哲学、⑭道徳、⑮新世界の発見がヨーロッパにもたらした功罪についての考察であり、問題領域は文字どおり「百科」的なのである。

『百科全書』に参画した執筆者は総数264名にのぼるが、担当項目ごとに執筆者名が書かれている。だが、『両インド史』には協力執筆者の名前も担当箇所も記載されていない。そのため、誰がどの部分を協力執筆したのか、また逆に言えば、どこまでがレナール自身の筆になるものかを明らかにするには、大きな困難を伴う文献考証が必要になるのである。判明している協力執筆者は16名、ジャン=フランソワ・ドゥ・サン=ランベール(詩人)、ポール・アンリ・ディートリヒ・ドルバック(博物学)、ジョゼフ=ルイ・ラグランジュ(数学・天文学)、ジャック=アンドレ・ネジョン(哲学)、ジョン・ドゥ・ペクメジャ(作家)、ピエール・ジョゼフ・ボナテール(博物学)、ディドロ(哲学)など多士済々である。行論中では、いちいち立ち入らないが、ディドロだけは別格である。ブノが『両インド史』をディドロの「革命的マニフェスト」と見たように、筆者が取り上げる問題でもディドロが深く関わるからである。

第二の前置きは、大津真作による翻訳の刊行が開始されたことである。2013年8月時点での既刊は東インド篇の上巻(2009年刊)と下巻(2011年刊)のみで、全体の四分の一ほどである。今後の刊行計画は不明だが、おそらく全8巻ないし9巻になるものと予想され、数多くの丁寧な訳注と各巻毎に長文の解説を施した大事業である。本稿では『両インド史』から多数引用するが、大部分は翻訳未刊行の箇所からである。そのため、すでに大津訳のある箇所も含めて、すべて筆者の拙訳で引用し、出典注は本文中に示すこととする。

大津は訳者あとがきで、『両インド史』は、2世紀以上も前の文献とはいえ、その今日性・共通性(グローバル化の行き詰まり、新古典主義経済の破綻、自由貿易と国内市場の矛盾、イスラム勢力の復興、中南米における新たな政治経済圏の確立、中国・ロシア・インドの台頭など)と問題提起の根源性(環境・物質性の重視)ゆえに、必ずや江湖の支持を獲得するに違いない。「時代を超えたメッセージとなりうる」と書いている<sup>8</sup>。まことに、そのとおりである。もとより、『両インド史』にどのように向き合い、そこから何を読み取るかは多様であるだろう。本稿は歴史認識のあり方に焦点をあてた筆者の読み取りと考察である。

8 ギョーム=トマ・レーナル『両インド史 東インド篇/下巻』(大津真作訳、法政大学出版局、2011年)645頁。

なお、北海学園大学附属図書館には、2005年に古書店をとおして購入した『両インド史』第三版(1780, Genève, 4 vols., in-4°)が収蔵されている。

## 1. 近代世界史への省察

『両インド史』の序文は次の文章で始まる(1° éd., t. 1, pp. 1-2; 2° éd., t. 1, pp. 1-3; 3° éd., t. 1, pp. 1-3. なお、最末尾の一行は第三版のみで、初版と第二版にはない)。

人類にとって、とりわけヨーロッパの人間にとって、新世界の発見と喜望峰を經由する東インドへの航路の発見ほど興味深い出来事はない。この時、商業において、諸国民の勢力において、各国民の習俗、産業および政治において、一つの革命が開始された。遠く離れた国の人々が新しい関係、新しい必要によって接近しあうようになったのは、この時からであった。赤道下の産物が極地間近の地で消費され、北方の産物が南国に送られ、東方の織物が西方に出回るようになった。そして、至る所で人々は互いの意見、法、慣習、病気、治療、徳、悪癖を交換しているのである。

すべてが変わった。そして、これからも変わるに違いない。だが、こうした過去の革命が、そしてこれから起こるだろう革命が、人類にとって有益であったし、将来も有益であろう、と言えるのだろうか。人間はより平穏にして幸福な、そして喜びに満ちた明日を、そうした革命に託すのだろうか。人間の状態は、はたしてより良いものになるのであろうか。それとも、ただ変化するというにすぎないのであろうか。

ヨーロッパは至る所に植民地を建設してきた。しかし、なぜ植民地を建設しなければならないのか。ヨーロッパは、そのよってきたる所以を弁えているのだろうか。ヨーロッパにはヨーロッパの交易があり、経済があり、産業がある。その交易はある国民から他の国民へと移ってゆく。いかなる方法、いかなる状況の下で発見は可能となるのであろうか。アメリカと喜望峰が発見されてい以来、それまで取るに足りなかった国が強国となり、ヨーロッパを動かしてきた他の国が弱体化した。これらの発見は諸国民の状態にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。畢竟、隆盛し富裕な国民が永久にそうでないのはなぜなのだろうか。このような重要な問題を解明するには、発見以前のヨーロッパの状態を一瞥し、かかる重要な問題の発端となった出来事を詳しく追跡し、そのうえで、今日のヨーロッパの状態を考察しなければならない。

これが、私が自らに課した恐ろしいほど厄介な問題である。

要約するまでもないが、この序文では、近代国際政治史上の力関係の推移を「地理上の発見」を起点とするヨーロッパの対外進出、植民地主義的膨張の歴史との相互関連において捉えようとする、中心的問題観が簡潔に書かれている。

この序文を初めて読んだとき、筆者は、大塚久雄の『欧洲経済史序説』（時潮社、1938年）と『近代欧洲経済史序説・上巻』（時潮社、1944年）、言わずと知れた日本における近代ヨーロッパ経済史研究の嚆矢となった著書を思い出した<sup>9</sup>。とりわけ『近代欧洲経済史序説・上巻』の「第一編 近世経済史における西欧諸国の隆替と毛織物工業の地位」では、16世紀以降の約3世紀間にわたって展開された「ポルトガル、スペイン、オランダ、フランス、イギリスの諸国家間に戦われた国際商業戦の帰趨とそれにおける覇権の推移という世界史的史実」が追跡されるが、その際、「地理上の発見」の世界史的意義を確認することから始まっていたからである。

『近代欧洲経済史序説・上巻』の「第一章 商業革命と毛織物工業」の冒頭では、前文として、古典派・自由主義経済学の祖とされるアダム・スミスの『諸国民の富』（1776年。大塚は『国富論』と表記）から次の文が大塚自身の翻訳で引用されている。

アメリカの発見および喜望峰迂回の東インド航路の発見は人類の歴史の上で最大にしてかつ最も重要な二つの事件であった。……この発見の結果として、ヨーロッパの商業都市は、世界の僅か極小部分のための製造業者や仲立ち商人たることをやめて、今やアメリカの夥しくかつゆたかな開拓者たちのための製造業者となり、アジア、アフリカ、アメリカの諸国民の殆どすべてのための仲立ち商人、ある点では製造業者ともなるにいたった。ヨーロッパの産業に対して二つの新世界が開かれるにいたったのであるが、それらの一つ一つがいずれも旧世界よりも遙かに巨大でありかつ広濶なものであった。（第4編第7章第3節）

また、「第二章 近世における経済繁栄の北漸と毛織物工業」の冒頭でも同様に、前文として、『諸国民の富』から次のように引用されている。

アメリカの発見がヨーロッパを富ませたのは金銀の輸入によってではないのである。……ヨーロッパのあらゆる財貨に対して無尽蔵な新市場を開くことにより、新たな分業と技術の改良を招来した。けだし、狭隘な商業圏内ではその生産物の大部分を消化しうべき市場の欠如のため、それはとうていおこりえなかつたのである。……かくて旧来は夢想されなかつた新しい交易の局面が行われ始めた。（第4編第1章）

アメリカの植民地を領有し、また東インドと直接に貿易する国々は、なるほどこの巨大な貿易の外観と威容を享受しはする。しかしながら他の諸国は、彼らを排除せんとする一切の不快な制限にもかかわらず、しばしばその利益の実質の大部分を享受する。たとえば、スペインおよびポルトガルの植民地は両国の産業よりも実質的に他の諸国の産業により以上の奨励をあたえている。（第4編第7章第3節。傍点は原文）

9 いずれも今では入手困難だが、『大塚久雄著作集 第二巻』（岩波書店、1969年）に収められている。

『近代欧洲経済史序説・上巻』で『諸国民の富』から引用されるのは、上に示した各章冒頭の前文としてだけであり、本論で引用・言及されることはない。だが、大塚が近代欧洲経済史を叙述する際のいわば縦糸となる準拠枠にしたのが『諸国民の富』であると見て間違いないであろう。

そこで問題にしたいのは、「アメリカの発見および喜望峰迂回の東インド航路の発見は人類の歴史の上で最大にしてかつ最も重要な二つの事件であった」の直後の「……」の箇所、大塚が引用しなかった『諸国民の富』の文章である。以下では、冒頭の文も含めて大内兵衛／松川七郎による翻訳で示す。なお、読みやすいように適宜改行した。

アメリカの発見と、喜望峰を経由する東インドへの航路の発見とは、人類の歴史に記録されたもっとも偉大でもっとも重要な事件である。

その結果は、これまでのとこでもきわめて大きかったけれども、これらの発見がなされてからまだ2、3世紀という短期間しか経過していないので、はたしてこの結果が全体としてどれほどのものなのかを見わたすことさえ不可能である。これらの大事件から今後どのような恩恵または不幸が人類にもたらされるか、それは人間の英知では予見できないことである。

これらの大事件は、世界のもっとも遠く離れた諸地方を多少とも結合させるし、またこれらの地方がたがいに欠乏を緩和しあい、たがいに享樂を増加しあい、たがいに産業を奨励しあうことを可能にするから、一般的傾向としては有益であるように思われるであろう。ところが、東西両インドの原住民にとっては、これらの事件からもたらされるはずの商業上のいっさいの利益は、これらの大事件によって引き起こされたおそろべき不幸のなかに沈没し、失われてしまった。

とはいえ、こういう不幸は、これらの事件そのものの本性からというよりも、むしろ偶然に生じたものであるように思われる。これらの発見がなされた特定の時期には、たまたまヨーロッパ人側の力が非常に優越していたので、彼らは遠方の国々で、罰も受けずにあらゆる種類の不正行為を働くことができたのである。

ところが、おそらく今後は、これらの国の原住民がこれまでよりいっそう強くなり、またはヨーロッパ人がいっそう弱くなるであろうから、世界中のありとあらゆる地域の住民は、その勇気と力において対等のものになるであろうし、しかもそれが対等になれば、相互の恐怖心が鼓吹されるから、このことだけでも、独立国民の不正行為に対する威圧になり、たがいに他国民の権利をある程度尊重するようにさせることができるであろう。

それにしても、広範な商業がすべての国からすべての国へ自然的に、否むしろ必然的にたぎさえてゆくところの、知識とあらゆる種類の改良との相互伝達より以上に、この対等の力関係を確立する見込みのあるものはぜんぜんないと思われるのである<sup>10</sup>。

10 アダム・スミス『諸国民の富』(大内兵衛／松川七郎訳、岩波文庫、1959年)第3分冊、388頁。

見られるように、アダム・スミスは「地理上の発見」が人類にもたらした功罪に言及しているのである。「東西両インドの原住民」が被った「不幸」にも着目するなど、齒切れは良くないのだが、総論としては、「見えざる手」によって導かれる楽観的な見通し、山之内靖による的確な表現を借りれば、商業に対する絶対的信頼を基礎とした自由貿易世界の「予定調和的平和観<sup>11</sup>」が示されている。

大塚が引用を省略した理由は定かではないが、文章の長大さもさることながら、大塚の研究が、ひとえに、近代欧州経済史研究の「『問題』的関心」である国際商業戦における覇権の帰趨、とりわけイギリスのオランダに対する勝利を決定づけた現実的な要因としてのイギリスの「国民的生産力」の急激な展開の究明に向けられたためと推察される。

ところで、『両インド史』の初版は『諸国民の富』の6年前、第二版は2年前に出版されている。『諸国民の富』には『両インド史』に示された統計資料を利用した箇所がある<sup>12</sup>。また、『諸国民の富』の原著にはいくつかの版があり、大塚が読んだ版は不明だが、筆者が披見したキャンナン版<sup>13</sup>では、先に引用した序文に編者注を付して、『両インド史』序文の前半部分を引用して対比している。大塚は『両インド史』の存在を知っていたはずである。だが、『欧洲経済史序説』にも『近代欧洲経済史序説・上巻』にも『両インド史』についての言及がないのである。

しかるに、先に引用した序文に見られるように、『両インド史』にはアダム・スミスのような「予定調和的平和観」はなく、むしろ正反対に、悲壮感すら滲ませた自省的ないし懐疑的なトーンが濃厚である。そのようなトーンは最終第 XIX 篇「結論」の最終第 15 章「新世界の発見がヨーロッパにもたらした功罪についての考察」においていっそう顕著となる。すなわち、

ヨーロッパは安逸、享楽のいくらかを新世界に負っている。だが、これらの快樂を得る前の我々は、今よりも健康でなく、賢明でもなく、幸福でもなかったのだろうか。この上なく残酷に獲得され、はなはだしく不平等に分配され、頑強に競われてきた、この浅薄なる利益は、過去に流され、そしてこれからも流されるだろう血の一滴にも値するものだろうか。この底知れぬ需要を満たすために、過去・現在・未来にわたって、いったい何人の人間を犠牲にすることになるのだろうか。

新世界はわれわれの財貨を増加させた。そして、これを獲得せんとする欲望は地球上に一大運動を巻き起こした。しかし、この運動は好ましいものではない。金や銀はいったい誰の運命を改善しただろうか。地球の胎内から金や銀を掘り出す諸国民は、無知と迷信と怠惰と慢心に耽ってはいないだろうか。これらの悪徳は、深く根を張ると、根絶するのは至難であ

11 山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』（未来社、1969年）12頁。また、西村孝夫「アダム・スミスにおける世界史像」（大河内一男編『国富論研究II』筑摩書房、1972年）127-169頁も参照。

12 アダム・スミス『諸国民の富』（大内／松川訳）第2分冊、138頁など。

13 Adam Smith, *The Wealth of Nations*, 1776, ed. by Edwin Cannan, 1<sup>st</sup> ed., 1904; 4<sup>th</sup> ed., 1926, London.



る。ヨーロッパの諸国民は自分たちの農業や工場を失ったのではないだろうか。

この事件(「地理上の発見」—引用文中の亀甲括弧内は筆者の補足, 訳注など。以下も同じ)は、いくつかの帝国に広大な領土を入手させ、その領土は帝国に威光と力と富をもたらした。しかし、この遠隔の領土を利用し、支配し、防衛するのに、何の対価も払わなかったろうか。これらの植民地は、文化、文明、人口においてしかるべき程度に達したとき、植民地の繁栄の上に光輝を築いてきた本国から離れていくのではないだろうか。この革命がいつ起こるか、それは分からない。しかし、必ず起こるに違いない。(3<sup>e</sup> éd., t. 10, pp. 469-471)

「地理上の発見」は、ヨーロッパの侵略を受けた側に犠牲と苦難を与えただけでなく、ほかならぬヨーロッパにも害悪をもたらしたことを喝破し、加えて、植民地の独立が不可避であることも見通しているのである。

「地理上の発見」がヨーロッパにも害悪をもたらしたという観察は『両インド史』に独特のものではない。以下に、二つ引用する。

一つは、ヴォルテール『カンディード』(1759年)から第4章の一節。

「どうして、どうして」とこの偉人は答えた。「この病気はこの最善の世界にはなくてはかなわぬもの、必然的な天の配剤であったのだ。その訳いかんとなれば、もしコロンブスがアメリカのある島で、この生殖の源を毒し、しばしば生殖を妨げさえもし、かつはまた明らかに偉大な天意に悖るこの病気を貰わなかったとしたならば、われわれにはチョコレートも洋紅もないという始末になろう。してまた、今日までのところ、わが大陸では、この病気が争論とひとしく、われわれに独特のものであるということにも着目すべきである。トルコ人も、ペルシア人も、中国人も、日本人も、まだこの病気を知らずにいる。」<sup>14</sup>

「コロンブスがアメリカのある島で貰った病気」とは「性病」のことである。「地理上の発見」を発端とする植民地支配が植民地に不幸をもたらしただけでなく、ヨーロッパにも精神的ないし倫理的、あるいは物質的な頹廃をもたらしたことを告発的に暴き出す「露悪趣味」は、「性病」の蔓延をいわば地球史的とも言うべき視野で指摘したコルネリウス・ドゥ・パウ『アメリカ人に関する哲学的考察』(1767年)の序文が極致である。

人類にとって、アメリカの発見ほど記念すべき出来事はなかった。現在から過去へいくら遡っても、これに較べるべき出来事はない。地球の半分がすべて不具となり、あるいは頹廃し、あるいは奇形化したその有様は、まったく巨大で恐ろしい光景である。一個の惑星が、

14 ヴォルテール『カンディード』(吉村正一郎訳, 岩波文庫, 1976年) 27頁。

かくも異なった二つの半球に分かたれ、その一方が、闇と深淵のなかに身を隠していた幾世紀かの後に、ひとたび人に知られるや否や、もう一方の半球に敗れ、征服され、併呑されてしまうといった事態を古代のどんな学者が予想し得たであろうか。

地球の表面と諸国民の運命を変えたこの驚くべき革命はまったく東の間の出来事であった。なぜなら、信じ難いほどの宿命の故に、攻撃する側と防御する側との間には何の均衡もなかったからである。およそ、力と不正はすべてヨーロッパ人の側にあった。他方、アメリカ人〔米国人ではなく、南北アメリカ・カリブ海地域の先住民インディオのこと〕が持ち合わせていたものは弱さだけだったのであり、それ故に、彼らは瞬く間に征服されたのである。

確かなことは、かくも有名にして不正なる新世界の発見は人類が遭遇した不幸のうちで最大のものであったということである。……

数百万人の未開人が瞬く間に虐殺された後に、獐猛なる征服者たちはタチの悪い伝染病に冒されていることに気付いた。この病気は、生命の本源と世代の資源を脅かしつつ、たちどころにして可住世界のもっとも恐ろしい災厄となったのである。ただでさえ生存の重圧に押し潰されている人間は、そのうえ不幸にも、喜びの両肢の間に、快樂の真只中に、死の種を発見したのである。

世界の年代記には、このような時代は存在しなかったし、多分これからも現れないであろう。もし再びこのような災厄が起ころうものなら、地球は危険な住み処となり、我が人類は悪に押しひしがれ、運命との闘いに疲れ、全滅してしまうであろう。そして、この惑星はより平和的にして迫害少なき生物に譲り渡すことになるだろう<sup>15</sup>。

「世紀末文学」を思わせる何ともおどろおどろしい文章だが、当時はよく読まれたようだ。

ところで、ジョン・H・エリオットは『旧世界と新世界』（1970年）で、「地理上の発見」がもたらした結果については相異なる二つの見方があったことを指摘し、これに「楽観論」(optimism)と「悲観論」(pessimism)の用語を当て、その代表例として、前者にアダム・スミスを、後者にはレナールの名を挙げた<sup>16</sup>。この「楽観論」と「悲観論」という用語による対比は、デュランド・エcheヴェリアが『西洋における蟹気楼』（1957年）で与えた対比を踏襲したものである。この点を少し説明する。

1781年、フランスのリヨン科学アカデミーは次のような論題による懸賞論文を募集した。

新世界の発見は人類にとって有益だったか有害だったか。有益だったとすれば、これを維

15 Cornelius de Pauw, *Recherches philosophiques sur les Américains, ou mémoires intéressants pour servir à l'histoire de l'espèce humaine*, Berlin, 1768, pp. 3-4.

16 John Huxtable Elliott, *The Old World and the New, 1492-1650*, Cambridge Univ. Pr., 1970. 越智武臣/川北稔訳『旧世界と新世界, 1492~1650』（岩波書店, 1975年）1-2頁。

持し増進すべき方策は如何。有害だったとすれば、これを是正し軽減すべき方策は如何。

なんとも単刀直入で、それだけに興味をそそられる論題である。アナトール・フージェールによれば、当初1783年とされていた応募期限は幾度か延長されて、最終的には1789年までに42編の応募があった。だが、最優秀作品は決まらなかった<sup>17</sup>。いったい誰がどんな論文を書いたのか、「有益論」と「有害論」のどちらが優勢だったのか、それぞれ何を根拠に持論を展開したのか。全応募論文を読んでみたいところだが、残念なことに、その多くは散逸し失われてしまったらしい。筆者もコンドルセ、アンリ・カルル、ルイ・ジャンティの3名による計4編しか披見し得ていない。しかるに、エcheヴェリアは現存する8編(7名)について「有益論」と「有害論」4編ずつに等分されるとし、これに「楽観論」と「悲観論」という用語を与えた<sup>18</sup>。そして、このエcheヴェリアによる対比をエリオットが踏襲したのである。

ところで、最優秀作品に年金1200リーヴルという高額の賞金を用意して懸賞論文を提案したのは、ほかならぬレナールであった。そして、『両インド史』そのものが、最終篇最終章のタイトル「新世界の発見がヨーロッパにもたらした功罪についての考察」が示すように、この問題についての彼自身の考察なのであった。

アダム・スミスの見方に「楽観論」の用語を当てるのには異論はなかろう。しかし、レナールの見方に「悲観論」の用語を当てるのが妥当かどうかは、いささか吟味を要する。たしかに、『両インド史』の序文でも最終篇最終章でも悲壮感すら滲ませた懐疑的なトーンが濃厚であることから、「有害論」に立っていると見てよい。だが、そのことから直ちに「悲観論」と特徴づけることには問題が残ると思われる。なぜなら、「楽観論」「悲観論」という用語は、過去や現在に対する見方とともに、未来に対する見方をも含むものであり、「有益論」と「有害論」が、それぞれストレートに「楽観論」と「悲観論」と結びつくとは限らないからである。その点は、この後の検討を俟って結論することとし、今のところは保留しておきたい。

「地理上の発見」の功罪をめぐる議論は、現代のグローバリゼーションの功罪をめぐる議論ともリンクするであろう。グローバリゼーションをめぐる議論は多様だが、たとえば、マーティン・ウルフ／スーザン・ジョージ『徹底討論グローバリゼーション—賛成・反対』(2002年)でのそれが代表的であろう。マーティン・ウルフが「グローバリゼーションとは、更なる世界的経済発展のための、生産手段・サービス・資本・労働力などを世界的に統合していく必然的な過程である」として賛成の立場であるのに対して、スーザン・ジョージは「グローバリゼーションとは、経済発展を遂げた者に、世界的権力がさらに集中していくシステムのことである」として否定的な側

17 Anatole Feugère, *Un précurseur de la Révolution: l'Abbé Raynal, 1713-1796*, Angoulême, 1922, pp. 344-345.

18 Durand Echeverria, *Mirage in the West. A History of the French Image of American Society to 1815*, Princeton Univ. Pr., 1957, p. 173.

面を強調して「オルター・グローバリゼーション」を提唱する<sup>19</sup>。

アントニー・ジェラルド・ホプキンズは「帝国」研究の立場からの論文集『世界史のなかのグローバリゼーション』（2002年）<sup>20</sup>で、次のような諸段階を設定している。

- ① 前近代の「アルカイック・グローバリゼーション」
- ② 1600年から1800年までの「プロト・グローバリゼーション」
- ③ 1800年以降、とくに19世紀中葉以降の「モダン・グローバリゼーション」
- ④ 1950年代以降の「ポストコロニアル・グローバリゼーション」

ホプキンズの区分に従えば、「地理上の発見」以降は「プロト・グローバリゼーション」の段階にあたり、現代の「ポストコロニアル・グローバリゼーション」の祖型とされる。逆に言えば、現代のグローバリゼーションをめぐる議論も、その祖型である「プロト・グローバリゼーション」、また、その発端をなす「地理上の発見」についての考察を不可欠とするということである。

ともあれ、「地理上の発見」とそれ以降の歴史をどのように捉えるかで、近代世界史の叙述は大きく変わらざるを得ない。大塚にあっては、『「地理上の発見」の功罪は如何』といった観照的な歴史の省察は問題関心の外だったようである。だが、近年の研究動向を見るならば、アダム・スミスのようなオプティミスティックな見方に与する見解は支配的ではない。この点も後に触れる。

## 2. 歴史における変革主体の問題

『両インド史』第三版の第XI篇は「ヨーロッパ人がアンティュー諸島の耕作者をアフリカで購入する。その貿易が行われる仕方。奴隷労働による生産」のタイトルで、大西洋黒人奴隷貿易とカリブ海地域における黒人奴隷制について詳述される。そして、その第24章「奴隷制の起源と発展。奴隷制を正当化する根拠。これへの反論」では、黒人奴隷貿易と植民地黒人奴隷制を批判するだけでなく、どのようにすれば廃止できるかの展望が示されている。この章は『両インド史』の全体をとおして最も重要な核心部分なので、細部にまで立ち入らなければならない。

その前に、当時のフランス人の黒人奴隷制に対する批判的な見方を概観しておく必要がある。

『両インド史』が出版された1770年代は大西洋黒人奴隷貿易の最盛期であった。フランスだけに限っても、毎年1万5千人から2万人のアフリカ人が「中間航路」という地獄図を経て、フラ

19 マーティン・ウルフ/スーザン・ジョージ『徹底討論グローバリゼーション—賛成・反対』（杉村昌昭訳，作品社，2002年），スーザン・ジョージ『オルター・グローバリゼーション宣言—もう一つの世界は可能だ。もし……』（杉村昌昭/真田満訳，作品社，2004年）。また，2008年に北海道洞爺湖で開催されたG8サミットに合わせて来札したスーザン・ジョージが7月4日に北海学園大学経済学部で行った特別講演「オルター・グローバリゼーション：世界市民が主人公のグローバリゼーションは可能か？」（『季刊北海学園大学経済論集』56(2)，2008年）(<http://www.hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/.../702/1/KEIZAI-56-2-4.pdf>)も参照。

20 Antony Gerald Hopkins (ed.), *Globalization in World History*, London, 2002.

ンス領カリブ海植民地のサン＝ドマングやグアドループ、マルティニクなどへと暴力的・強制的に連行され、1685年に制定されていた「黒人法典」によって鞭と強制による苛酷な奴隷労働を強いられた。こうした時代にあつては、奴隷貿易と奴隷制度の擁護論とそれを裏打ちするレイシズムが支配的であつた。だが18世紀中葉になると、次第に奴隷貿易と奴隷制度に対する批判的な論調が現れてくる。その中心になつたのが啓蒙思想家たちである。

本来ならば、啓蒙思想家たちの論説を文字通り網羅的に取り上げなくてはならないのだが、筆者の能力を超える。そのため、先に挙げたエスケールやブノの著書などを手がかりに、代表的と思われる5人の論説にとどめざるを得ない。

最初に、モンテスキュー『法の精神』(1748年)の第15編第5章「黒人の奴隷制について」の全部を根岸国孝の訳で示す。

われわれが獲得したる、黒人を奴隷たらしめるの権利をかりにわたしが擁護しなければならぬとすれば、わたしは次のようにいうことであろう。

ヨーロッパの諸民族はアメリカの諸民族を根絶させたがゆえに、かれらはあれほど広大な土地を開拓するために、アフリカの民族を奴隷状態に置く義務があつた。砂糖はそれを生産する植物を奴隷を使ってはたらかせないとすると、あまりに高価とならう。

ここで問題にする連中ときたら、足の爪先から頭の天辺まで真黒だし、鼻はべしゃんこにひしゃいでいるから、これに同情するなどということはほとんど不可能である。

きわめて英知的な存在である神様が良い魂を真黒な肉体に入れたもうたとは考えられない。

人間の本質をなすものは色であると考えるのはきわめて自然であるから、宦官をつくるアジアの諸民族は黒ん坊とわれわれとの類似点を、より顕著なやりかたで必ずチョン切ってしまうほどである。

皮膚の色も毛髪の色と同じにあつかつてよいだろう。毛髪の色は世界最良の哲学者たるエジプト人においては非常に重大な結果を持つものであつて、かれらの手におちる赤毛の捕虜はすべて殺させたほどである。

黒人が常識を持たない一つの根拠は、文明国民にあつてはあれほどの重要性をもつ金の頸環よりもガラスの頸環を彼らが大切にしているということである。

この連中が人間であると想定することは不可能である。なんとなれば、もしわれわれが彼らを人間だと想定するならば、人々はわれわれ自身をキリスト教徒ではないと信じはじめるであろうから。

小才子輩はアフリカ人に対して行なわれる不正を誇張しすぎる。なんとなれば、このてあいのいうほどに不正がはなはだしければ、役にも立たない協定をどつさりとおたがいの間でつくっているヨーロッパの君主たちに、慈悲と憐憫のための一般的協定をつくろうという考

え方が頭に浮かばなかったはずがあるか<sup>21</sup>。

モンテスキューが黒人奴隷制を批判しているとは読めないかもしれない。実際、我が国で初めて『法の精神』を翻訳した宮澤俊義は、この章への編注で、「以上の黒人に對するおどろくべき偏見は、當時の自由思想家たちの眞の性質の一端を示すものとして興味があらう」と書いた<sup>22</sup>。だが、これはテキストの誤読である<sup>23</sup>。

『法の精神』のこの箇所を読むときには特別の注意が必要である。冒頭の文章「われわれが獲得したる、黒人を奴隷たらしめるの権利をかりにわたしが擁護しなければならぬとすれば、わたしは次のようにいうことであろう」のフランス語原文は〈Si j'avois à soutenir le droit que nous avons eu de rendre les nègres esclaves, voici ce que je dirois.〉、英語の定訳は〈Were I to vindicate our right to make slaves of the negroes, these should be my arguments.〉であり、「事実に反する仮定に基づく推論」として書かれている。宮澤はこのことを理解していなかったのである。日本語でそのニュアンスを的確に表現するのは難しいが、モンテスキューは「黒人を奴隷たらしめるの権利を擁護する」意図はないのだが、持論に反して仮に擁護しようとすれば、こんな馬鹿げたことを言うことになるだろうとして、巷間に流布している言説をスイフト流のユーモアと背理法を駆使しながら列挙することで、奴隷制支持者の言い分を揶揄したアイロニーなのである。とりわけ、ヨーロッパの君主の無慈悲と無能力を皮肉った最後の一文は痛烈である。

そうだとすれば、なぜ、モンテスキューは奴隷制を直截に批判するのではなく、このような紛らわしい表現をしたのか。それは、絶対王政下にあつて高等法院の検閲による筆禍を免れるためであった。『法の精神』がジュネーヴの出版社から匿名で出版されたのもそのためである。だが案の定、『法の精神』は1750年に禁書目録に加えられた。

なお、付言すれば、このような事情は『法の精神』だけに限らない。やや後のことになるが、コンドルセは1781年に自身の奴隷制廃止案を書いた『黒人奴隷制に関する考察』を出版するが、「ピエンヌの神父シュヴァルツ（Schwartz, ドイツ語で「黒」の意味）」というペンネームでスイスのヌーシャテルの出版社からのものだった。また、『両インド史』も第二版まで匿名出版だったが、それも検閲による筆禍を免れるためであった。そして、1780年の第三版で初めてレナルの実名と肖像画入りで出版されると、1781年5月25日のパリ高等法院は『両インド史』の破棄・焼却処分とレナルの逮捕・財産没収の判決を下したのである。この点は、後に再度触れる。

ともあれ、このように黒人奴隷制を批判するモンテスキューだが、だからと言って、ただちに

21 モンテスキュー『法の精神』（根岸国孝訳、『世界の大思想 16』、河出書房新社、1969年）218頁。

22 モンテスキュー『法の精神』（宮澤俊義訳、岩波文庫、上、1928年）354頁。

23 根岸はこの章への訳注で、「18世紀に最大の名誉をもたらした思想の一つは、（モンテスキュー、レイナル、テュルゴ、コンドルセ）奴隷制廃止の思想であり、モンテスキューはその先達であり、代表者である。ことにこの章は三権分立とともに『法の精神』を不朽ならしめたものである」と書いている。根岸、前掲訳、219頁。

その廃止を主張したとみるのも早計である。黒人奴隷制が持つ弊害を法、彼の言う「慈悲と憐憫のための一般的協定」によって改善することを提唱するにとどまるのである。そこには、モンテスキュー家がボルドー地方有数のぶどう園を所有し、そこで生産されるワインを輸出することで、年間3万ないし4万リーヴルに上る純益を得ていたこととも相俟って、「経済的利害と哲学との相克<sup>24</sup>」が見られるのである。

次は、ヴォルテール『カンディード』(1759年)の第19章に見える一節である。

「へえ、旦那」と黒人〔左膝下と右手首がなく半裸体で倒れている。右の挿画を参照されたい〕は答えた。「これがしきたりなんでさ。おいら着るものといったら、年に2度布の下ばきをもらっただけなんで。砂糖工場で働いて、白に指をくわれたら手を切られる、逃げようとすりゃ脚を切られる、おいら、こいつを両方ともやられたんだ。このおかげで旦那方はヨーロッパで砂糖が食えるんですぜ。……犬や猿や鸚鵡の方がおいらよりも千倍も不仕合わせじゃねえや。おいらを改宗させた物神様は日曜たんびに、おいらは白人も黒人もみんなアダムの子だとおっしゃる。おいら系図学者じゃねえが、もしこの宣教師らのいうことがほんとうなら、おいらは皆又従兄弟だ。してみりゃあ、親類をこんなにもごい目にあわせるなんて、ねえ旦那、とてもできるこっちゃねえ。」<sup>25</sup>



次に、ベルナルダン・ドゥ・サン=ピエールの『フランス島紀行』(1773)。これはサン=ピエールの代表作『ポールとヴィルジニー』(1788年)の元になった植民地体験記である。白人による奴隷狩りと奴隷虐待の様子を記した第12信「黒人について」への「後書き」で、こう書く。

コーヒーや砂糖がヨーロッパ人の幸福にとって不可欠かどうか、私には分からない。しかし、この二つの作物が世界の二つの地域に不幸を引き起こしたことだけは確かである。アメリカではこれらの作物を植える土地を得るために原住民が一掃されたし、アフリカからはその栽培に必要な労働力を得るために人々が連れ去られたのである。

政治家たちは奴隷制を、戦争がこれを正当化しているのだと言って弁解してきた。しかし、

24 服部春彦「モンテスキューの対外貿易論」(樋口謹一編『モンテスキュー研究』白水社、1984年)199頁。

25 ヴォルテール『カンディード』97-98頁。

黒人たちが我々に戦争を仕掛けてきたのではけっしてない。人間的な法がこれを許容する、少なくとも、そうした法が定める範囲内に限りたいものだ。

我が婦人たちが身に着けている、あの薔薇色や真紅の色彩、スカートに入っている綿、食卓の砂糖、コーヒー、チョコレート、彼女たちの顔の白さを引き立てている口紅。これらはすべて、不幸な黒人たちが彼女たちのために作ったものなのだ。しばしば悲劇に涙する鋭敏な女性ならば、自分たちの享楽に役立っているものが、他ならぬこれらの人々の涙に濡れ、血を受けているものなのだ、ということに気付かずにはいないであろう<sup>26</sup>。

読む者の感性と理性に訴えかける名文である。だが、彼のいわば感傷的な奴隷制批判もただちに廃止論へと結びつくのではない。引用文の中段にあるように、「人間的な法がこれを許容する」範囲ならば、奴隷制を容認できるとしているのである。

時代は前後するが、ジャン＝フランソワ・ドゥ・サン＝ランベール『ズィメオ』（1771年）から。

おゝ、ヨーロッパの人民よ！ 諸君の間では自然権の原理はいったいいつまで無力なのか。……開化された人民よ！ 見識ある人民よ！ 留意せよ！ 自然権の諸原理がすべての人々に認識されて初めて、そして、諸君の立法者がその原理を諸君の行為と法において恒常的に適用して初めて、諸君は徳と良き政体と良俗を持ったことになることを！……そのとき、諸君は、他の地に対する暴君といえどもアフリカ人が諸君に戦争捕虜を売り渡すことなど許されることではないのだということを知るだろう。ギニアの大領主が諸君にその臣民を売ることはできないのだということを知るだろう。銀は諸君に、人間をたとえ一人たりとも奴隷制に陥れる権利までは与えているわけではないことを知るだろう<sup>27</sup>。

啓蒙思想家とは言えないが、「女性と女性市民の権利の宣言」（1791年9月頃）の著者オランプ・ドゥ・グージュ（1748～93年）の『黒人についての考察』（1788年2月）からも引用する。

幼い頃に黒人の女性に出会って、その肌がどうして黒いのかに興味を抱きました。たくさんの人に尋ねてみましたが、禽獣だとか神に呪われた存在だとかといった答えが返ってくるだけで、とても納得できませんでした。歳がいくにつれて、そういう見方が偏見に根差していることが分かってきました。人はみな平等です。人間を取引するなんて、とんでもないことです！ もし黒人が畜生だと言うのなら、私たちだってそうなのではないでしょうか。肌

26 Bernardin de Saint-Pierre, *Voyage à l'île-de-France*, Paris, 1769. dans: *Œuvres complètes de Jacques-Henri-Bernardin de Saint-Pierre*, Paris, 1818, t. 1, pp. 162-163.

27 Jean-François de Saint-Lambert, *Ziméon*, Paris, 1771, dans: *Ephémérides du citoyen, ou bibliothèque raisonnée des sciences, morales et politiques*, t. 6, 1771, pp. 214-216.



の色の違いは、自然がつくりだしたあらゆる動物や植物や鉱物がさまざまな色を持っているのと同じではありませんか。すべてが変化に富んでいます。だからこそ、自然は美しいのではないのでしょうか<sup>28</sup>。

「女性の人権の先駆者」とされるグージュは、同時に「黒人の人権」の擁護者でもあった。しかし、黒人奴隷制を批判して「全面解放」(liberté générale)を説いたグージュだったが、1791年8月末に起こったサン=ドマング黒人奴隷の一斉蜂起を発端とするハイチ革命については、黙して語らなかつた。また、1794年2月4日の奴隷解放宣言にどのように反応したかも知りたいところだが、彼女は、「女性と女性市民の権利の宣言」を起草したことが一つの理由となって「反革命容疑者」の烙印を捺されて、すでに1793年11月3日にギロチンで処刑されていたために、知る由もない<sup>29</sup>。

さて最後は、ルイ=セバスティアン・メルシエの『2440年—鉄人が語る稀代の夢』(1771年)である。この物語は、ルイ15世時代の男が西暦2440年のパリに迷い込んだという設定で、絶対王政下の諸制度から解放された架空の未来を描いたものである。その第22章「風変わりな記念碑」には次のような一節がある。

その広場を出ようとしたとき、右手の方角に、大きな石台に上がった一人の黒人の像が見えた。帽子を被らず手を高くと差し伸べたそのニグロは人を刺すような目付きで実に堂々としていた。石台の回りには杖〔王権の象徴〕の破片が散乱していた。石台には「新世界の復讐」という文字が書かれているのが見えた。私は驚きとも喜びともつかぬ叫び声を挙げたのだった。

自然はついに、この驚くべき人間、不死身の人間を創ったのだ。彼は、残酷きわまりなく、長く、そしてこの上なく侮辱的な専制から世界を解放した。けだし、彼は同胞の鉄鎖を打ち砕いたのだ。醜悪なる奴隷制のもとで虐げられてきた数多の奴隷たちは、あたかもそれと同じ数の英雄を創り出さんがために、ひたすら合図を待っていたかのようなのである。堤防を破る激流、落雷といえども、彼らのスピードと激しさには及ぶまい。同時に、彼らは暴君たちの血を流した。フランス人、イギリス人、オランダ人、スペイン人、ポルトガル人はすべて、剣と焔と毒の餌食と化した。アメリカの大地は、久しくそれを待ち望んでいたかのごとくに血を貪り呑んだ。そして、無力にも惨殺された彼らの祖先はいま起き上がり、喜びに身を震

28 Olympe de Gouges, *Réflexions sur les hommes nègres*, 1788, dans: Olympe de Gouges *Œuvres*, présentées par Benoîte Groult, Paris, 1986, pp. 83-87.

29 詳しくは、浜『ハイチ革命とフランス革命』の第4章「女性の権利と黒人の権利—オランプ・ド・グージュの黒人奴隷制観」を参照されたい。そこでは、グージュの戯曲「黒人奴隷制、別名、幸いなる難破」(1788年作)を中心に分析している。

わせている。

彼らは時効にかかることのない権利を回復した。けだし、それは自然に由来する権利だったのである<sup>30</sup>。

『2440年』に描かれるのは、バステューク監獄やヴェルサイユ宮殿が廃墟となり絶対王政も消滅したパリとフランスだが、そこではもう黒人奴隷制も過去のものとなっている。注目したいのは、そのなくなり方である。メルシエにあっては、黒人奴隷制は黒人奴隷自身が輩出した「不死身の人間」による「新世界の復讐」によって消滅すると想定されるのである。この議論は、先に挙げたモンテスキュー、ヴォルテール、サン=ピエール、サン=ランベールらのいずれとも異なるものである。

さて、以上のいくつかの論説を踏まえて、『両インド史』の「奴隷制の起源と発展。奴隷制を正当化する根拠。これへの反論」の章を読む。以下では、第三版をベースに、これと初版および第二版との異同を注記しながら、便宜上付した【I】～【V】の段落ごとに訳出する（1<sup>e</sup> éd., t. 4, pp. 173-175; 2<sup>e</sup> éd., t. 4, pp. 225-227; 3<sup>e</sup> éd., t. 6, pp. 219-222）。

【I】この不幸なる人々に自由を返還するとともに、（\*）彼らを諸君の法と習俗の下に服させ、彼らに諸君の残剩物を与えることに意を用いよ。彼らに祖国と、結合すべき利益と、彼らの好みに合った消費を生み出すべき生産を与えよ。そうすれば、諸君の植民地の豊富な労働力は、束縛を軽減されて、一層活動的でたくましくなるだろう。

初版——「返還するとともに」（en rendant）は「授けるとともに」（en accordant）。（\*）の箇所は、「しかし、ひきつづき、彼らの節度、品行、労働の代償として」を挿入。その他は第三版と同文。

第二版——初版と同文。

【II】かくも世界的な熱狂、かくも確固たる法、かくも強大な国家間の競争、そして、それにもまして頑迷なる偏見によって支えられてきた奴隷制の機構を覆すために、我々は、あれほど多くの人々によって共謀して裏切られてきたユマニテの訴訟を、いったいどの法廷へ持ち込んだら良いのだろうか。地上の王たちよ、諸君のみがこの革命を為すことができる。もし諸君が、他の人々を弄そばないなら、また、もし君主の権力をあたかも都合の良い強奪の権利でもあるかのごとく、そして臣民の従属をばあたかも思いもかけぬ贈り物でもあるかのごとく考えないのなら、諸君の為すべきことを忘れてはならない。人間の取引という、この

30 Louis-Sébastien Mercier, *L'an deux mille quatre cent quarante, rêve s'il en fût jamais, suivi de l'homme de fer songe*, 1771, pp. 147-148.

恥ずべき罪深き事業に押印してはならない。そうすれば、この貿易は消滅するであろう。これまでしばしば破滅のために向けられてきた諸君の権力と企図とを世界の幸福のために糾合せよ。諸君のうちで、富と権勢を成すのに、他のすべての人々の寛大に期待する者がいるとすれば、それは人類の敵であり、打ち倒さなければならない。そのような君主には剣と焰を浴びせよ。諸君の軍隊は人類の聖なる熱狂を達成するだろう。その時、諸君は、抑圧された者を救う人間と、暴君に奉仕する傭兵とを区別するのが徳であることを知るだろう。

初版 — 「他のすべての人々」(tous les autres) は「諸君の犠牲者」(votre sacrifice)。その他は第三版と同文。

第二版 — 「奴隸制」(esclavage) は「奴隸」(esclave)。その他は第三版と同文。

【III】 なにかを言わん。ユマニテの無益な声を人民や支配者に聞かせるのはやめよう。それはいまだかつて現実において諮られたことはないのである。しかし、もし利益のみが諸君の魂を捉えているのであれば、ヨーロッパの諸国民よ、なお私の言葉に耳を傾けよ。諸君の奴隷たちは、彼らを抑圧している冒瀆的な羈絆を打ち砕くのに、諸君の寛大も助言も必要としない。自然は哲学よりも、利益よりも、はるかに真実を語るものである。(\*)すでに、逃亡黒人の二つの植民地が建設されている。条約と力とが彼らを諸君の侵略から保護しているのである。(\*\*)これらの稲妻は雷鳴の近いことを予告している。黒人たちに欠けているのは、彼らを復讐と殺戮へと導く勇敢なる指導者だけである。

初版 — この段落全体が欠如。

第二版 — (\*) に、「すでに虐殺された数人の白人は我々の罪の一半を償った」を挿入。  
(\*\*) に、「悪人はしばしば、何人かの犠牲者の恨みを晴らした。多数の人々が自ら死を扨び、諸君の抑圧から逃れた。」を挿入。その他は第三版と同文。

【IV】 この偉人、悩み多き、抑圧され、虐げられし子らへの自然の賜物たるその人は何処に。その人は何処に。その人は現れるだろう。けっして疑うまい。その人は姿を現わし聖なる自由の旗を押し立てるだろう。尊ぶべきその合図は同じ不幸に悩む人々を糾合するだろう。激流をも凌ぐスピードで、彼らは至るところで拭い去りがたき痕跡を晴らすだろう。スペイン人、ポルトガル人、イギリス人、フランス人、オランダ人、彼らの暴君たちは剣と焰と毒の餌食と化すだろう。アメリカの大地は、久しくそれを待ち望んでいたかのごとくに、血を貪り呑むだろう。そして、三世紀来、山と積まれてきた不幸なる者たちの骸骨はいま起き上がり、喜びに身を震わすことだろう。旧世界は新世界に喝采を寄せることだろう。人類の諸権利を再建した英雄は至るところで祝福され、その栄光のために記念碑が建てられることだろう。そのとき、「黒人法典」は消滅するだろう。そして、もし勝利者たちが報復することしか考えないとしたなら、彼らが作る「白人法典」は恐ろしいものになることだろう。

初版——この段落全体が欠如。

第二版——この段落の全体は次の文章。「この偉人、人類への自然の賜物たるその人は何処に。けっしてクラッススにまみえることのない新しいスパルタクスは何処に。そのとき、『黒人法典』は消滅するだろう。そして、もし勝利者たちが報復することしか考えないとしたなら、彼らが作る『白人法典』は恐ろしいものになることだろう。」

【V】この革命を待望しつつ、黒人は労働の絆の下で喘いでいるのである。この光景を見るにつけても、我々はますます彼らの運命に関心を寄せざると得ないのである。」

初版——「この革命を待望しつつ」は、「しかし、鋭敏なる魂の為し得るものは、革命の誓い—それは、地球上の、あるいは科学・技術上のどのような新発見にもまして、我々の世紀の榮譽となるであろう—にほかならないにもかかわらず」。その他は第三版と同文。

第二版——第三版と同文。

『両インド史』における黒人奴隷制廃止の展望は、初版、第二版、第三版とで異なっている。版毎の論調を要約すれば、次のようになろう。

【III】段落と【IV】段落がない初版では、【I】段落と【II】段落の文章で持論が示されるが、それは、「地上の王たち〔Rois de la terre〕よ、諸君のみがこの革命を為すことができる」の一文に集約される。つまり、奴隷制の廃止はヨーロッパの君主による英断、あるいは君主間の協定によって「不幸なる人々に自由を授ける」、いわば「上からの革命」が想定されることになる。それは、黒人奴隷制が持つ弊害を「慈悲と憐憫のための一般的協定」によって改善することを提唱したモンテスキューの論に類似していると言えよう。

それに対して、【III】段落と【IV】段落が加筆された第二版と第三版の論調は初版との間に決定的な違いが生まれる。重要なことは、黒人奴隷制の廃止が黒人奴隷における解放主体の形成によって初めて可能となるとしていることである。第二版では端的に「この偉人、人類への自然の賜物たるその人は何処に。けっしてクラッススにまみえることのない新しいスパルタクスは何処に」と書かれる。「新しいスパルタクス」は「けっしてクラッススにまみえることのない」、つまりローマ共和政末期（紀元前73～71年）に剣闘士奴隷の反乱を指揮したがマルクス・リキニウス・クラッスス率いるローマ軍に敗れて死刑となった歴史上のスパルタクスとは違って、奴隷解放を成就するスパルタクスである。こうして、黒人奴隷制は、ヨーロッパの君主がなす善政によるものでもなければヨーロッパの民衆の力によるものでもなく、ほかならぬ黒人奴隷における解放主体の形成によって消滅すると想定されるのである。

【IV】段落の文章は第二版と第三版とで異なる。この点については、込み入ったテキスト・クリティークに基づく多くの研究があるが、詳細を割愛して結論を言えば、協力執筆者となったディドロが、先に示しておいたメルシエの『2440年』の文章を下敷きにして書き改めたものである。

ただし、『2440年』と『両インド史』の間には微妙な違いがある。『2440年』は、その副題「鉄人が語る稀代の夢」が示すように、「ユークロニー」(U-chronie)、つまり「あり得ない時」の物語である。これに対して、『両インド史』第三版では、その「偉人」の出現が「あり得べき」あるいは「あらまほしき」こととして、より一層の期待と確信を込めて予見されるのである。

初版から第三版に至る論調の変化は10年にわたる思索の跡を示しているが、その結果、辿り着いたのは歴史の変革主体を支配され虐げられた者に求めるという刺激的な論説であった。中川久定は『ディドロの「セネカ論」』(1980年)において、「今まで〔『両インド史』第二版まで〕の客観的歴史家の視点は、〔第三版に至って〕被抑圧民族の立場に身を置いて、ヨーロッパ列強諸国の植民主義を弾劾する、主体的政治批判者の視点に転換したのであった」と書き、この「転換」をディドロの協力執筆の結果としている<sup>31</sup>。

黒人奴隷制度に対してどのような態度を取るかは、単に哲学上あるいは倫理上の問題だけではなく、経済的あるいは政治的な問題とも連動して揺れ動いてゆく。その一つの例は「黒人の友の会」(Société des Amis des Noirs)の主張の変化に見ることができる。

1788年2月にコンドルセを会長としてブリッソ、シエイエス、ラファイエット、グレゴワール神父など総勢約100名によってパリに設立されたこのクラブは、発足当初は黒人奴隷貿易と黒人奴隷制の残酷・不法・非人道性を告発して、その廃止を訴えた。しかし、「黒人の友の会」は黒人奴隷制の廃止を終始一貫して主張し続けたのではない。1790年1月21日に「黒人の友の会」が国民議会に提出した「公開状」は、最初に「我々が擁護しようとしている人々は我々と同じ国の市民であり、同じ人間であり、同じ権利を持っている」とする。ところが、そのすぐ後では「我々は黒人に権利を回復させることを要求するのではない。我々は彼らの自由を要求するのではない」と書き、結論としては、黒人奴隷貿易の中止だけに要求を限定しているのである。なぜ黒人奴隷の解放を提唱しないのか。最大の理由は「黒人の解放は植民地に致命的な作用を及ぼす」という認識にあった。つまり、「奴隷制をなくすると植民地は台無しになる」と言うのである。「黒人の友の会」は植民地を持つこと自体を否定するわけではなく、ましてや「植民地の放棄」を唱導するのでもなかった。そのかぎりでは、奴隷制擁護論と変りない。植民地の保持を自明の前提として、奴隷制に関わる「諸利害の調停者」たろうとした。そうしたスタンスを取ることが結果的に奴隷制廃止の主張を取り下げることにつながったのである。

『両インド史』初版が七年戦争(1756～63年)終結の数年後であることに注意したい。周知のごとく、七年戦争はイギリスの圧勝に終わり、フランスは洋の東西で既得の領土と権益からの後退を余儀なくされた。それはフランス植民地帝国の崩壊の危機であった。だが、フランスはその植民地帝国のなかで基軸的な構成部分となっていたサン=ドマングをほとんど無傷のまま保持し、戦争中にイギリス軍によって一時占領されたマルティニクとグアドループも回復できたことで、植

31 中川久定『ディドロの「セネカ論」』(岩波書店, 1980年) 236頁。

民地帝国そのものの瓦解は回避することができたのだ。かくして、七年戦争後のフランスの植民地政策はサン=ドマングを中心とする西インド植民地に焦点化する。黒人奴隷貿易の一層の増強、黒人奴隷人口の急増に対応しての治安の確保、再生産に必要な生産手段の安定的な供給などがそれである。だが、これらの政策によってフランスの植民地体制の構造的矛盾が解消されたのではない。黒人奴隷制という法的強制は黒人奴隷からの、「排他制度」という法的強制は白人からの反撥を招くこととなるからである。かくして、矛盾はいつそう深化・増幅したのである。

黒人奴隷制問題は焦点的な問題であった。さすれば、今日の我々からは不徹底であるように見えるモンテスキューやヴォルテール、サン=ピエール、サン=ランベールらの論説も、そのような脈絡で理解されるべきであろう。その意味でも、デイドロの論説は際立って異色なのである。

それにしても驚異なのは、『両インド史』における期待と予見が10年後、15年後にハイチ革命となって現実となることである。

ハイチ革命について詳述する暇はないが、大要は以下のようである。――ハイチは、1697年以來フランス領の植民地（サン=ドマングと命名された）となり、アフリカから連行された多数の黒人奴隷を労働力とする砂糖、コーヒーの世界最大の生産地となって「カリブ海の真珠」と呼ばれたが、1791年8月に起った黒人奴隷の一斉蜂起を発端とする解放運動の過程で94年2月4日に宗主国フランスの革命議会に黒人奴隷解放を決議させ、さらにナポレオンが奴隷制の再建を目論んで派遣した精鋭軍隊を打ち敗って1804年1月1日に独立を宣言した。ハイチは「新世界」でアメリカ合衆国に次ぐ二番目の独立国、ラテンアメリカ・カリブ海地域では最初の独立国であり、そして世界史上最初の黒人共和国でもある。黒人奴隷制の歴史上最初の廃止は、奴隷制を持ち込んだヨーロッパのイニシアティブによってではなく、支配と抑圧のもとにおかれた黒人奴隷たちを担い手とする一大民衆革命の所産として実現された。ハイチ人たちは、搾取と抑圧を甘受し呻吟しつづける客体ではけっしてなく、自らの意志によって自らを解放する主体的存在であることを厳然たる事実をもって示したのである。これほど劇的なかたちで、周辺世界にあって支配され収奪されてきた民衆のエネルギーの爆発が中枢世界を突き動かし、さらに進んで自らの国家を樹立するに至るといったことは、歴史上、他に類例を見ない空前絶後の出来事である<sup>32</sup>。

重要なことは、『両インド史』における植民地独立不可避論がけっして希望的観測として語られたのではないことである。その一端を、第三版第XIV篇第48章「アメリカ諸島の将来の運命」の一節から要約して示す。

西インド諸島は、そこで必要となるものをすべて旧世界に依存している。衣服や耕作手段はともかくとしても、食料品の供給が遅れたときには、植民地の全般的荒廃を引き起こすに違いない。だから、植民地では、このように言われている。「植民地は、火薬の代わりに穀物

32 浜『ハイチの栄光と苦難』22頁。

を積んだ軍艦の前には、ひとたまりもなく降服することだろう」。かといって、食料品を植民地で耕作させることは、このような植民地を設立する本来の目的に合致しない。従って、本国は植民地物産を断念する以外には、敵の侵入から植民地を守る術はないのである。では、奴隷に武器を与えて彼らを植民地防衛の任に当ててはどうか。しかし、それは却って逆効果である。なとなれば、彼らに与えた武器がいつ何時、残忍なる抑圧者の方に向けられるか知れないからである。結局、白人が唯一かつ最良の防衛者だということになる。しかし、その白人の数は絶対的に少ない。(3<sup>e</sup> éd., t. 7, pp. 535-537)

実に瞠目すべき考察である。なぜなら、この一文で、レイシズムと剥き出しの暴力によって人間を管理し抑圧する最悪の人権侵害である黒人奴隷制度と、モノカルチャー経済と大量の奴隷労力の集約によって効率的に収奪する目的で採用されたプランテーション・システム、そして植民地貿易から外国の商品・商人・船舶を排除して本国による独占を企図した重商主義的植民地収奪のための法的強制である「排他制度」(système de l'Exclusif)とを制度的な支柱としたフランスの植民地体制、わけても「カリブ海の真珠」とされたサン=ドマングが内包せざるを得なかった構造的矛盾ないし自己閉塞の状況が的確に洞察されているからである。

そのような洞察は、次頁と次々頁にまとめたフランスの西インド貿易とサン=ドマング人口統計資料によっても裏付けられている。18世紀フランスの植民地貿易やサン=ドマング人口に関してより豊富な資料を利用できる今日の研究水準に比べるならば貧弱さは覆うべくもない。だが、フランス領西インド植民地のうちサン=ドマングが占める圧倒的な比重、そこで産出され、その6割近くがヨーロッパ諸国へと再輸出されることとなる砂糖、コーヒー、インディゴなどの熱帯産品輸入量の激増、とりわけコーヒーの比重の上昇、また、植民地における生産を保障する黒人奴隷の急増と、それに伴う人口構成の歪みと不安定性など、この時期のフランス領西インド植民地が有する生産・社会構造と貿易構造の基本的特徴を統計上も裏づけている。

ハイチ革命が「近代史上唯一成功した奴隷革命」の帰結として奴隷解放と世界史上初の黒人共和国の樹立をもたらした要因としては、黒人奴隷制度とプランテーション・システムの二つの客観的条件が重要である。剥き出しの暴力と強制によって人間を管理し抑圧する最悪の人権侵害である奴隷制は否が応でもこれに対する抵抗を生み出したし、とりわけ七年戦争以降に急増した奴隷貿易は、新たな労働力をもたらしたが、同時に、平均して2ヵ月に及ぶ「中間航路」という筆舌に尽くしがたい地獄絵を体験した新来のアフリカ人によって奴隷制に対する激しい憎悪をも注入することとなった。また、シドニー・W・ミンツが「[資本主義的]工業企業体の初期形態」としての「[農=工業]複合体“agro-industrial” complex」と特徴づけたように<sup>33</sup>、すぐれて集团的・

33 Sidney W. Mintz, *Sweetness and Power. The Place of Sugar in Modern History*, Vermont, 1985, pp. 50-61. 川北稔/和田光弘訳『甘さと権力—砂糖が語る近代史』(平凡社, 1988年) 110-119頁。

組織的・協働的性格を持つプランテーション・システムは、黒人奴隷たちが日々の労働と生活のなかで互いに協同し連帯するのを可能にする客観的条件ともなる、いわば「両刃の剣」であった。

## 『両インド史』で利用されたフランスの西インド貿易統計

サン=ドマングからの輸入品目別構成の推移

品目	1720年	1767年	1775年	
	重量 (キントル)	重量 (キントル)	重量 (キントル)	金額 (リーヴル) (%)
砂糖	224,000	1,242,809	1,230,673	44,738,139 (47.5)
コーヒー	—	121,979	459,339	21,818,621 (23.2)
インディゴ	12,000	17,695	18,086	15,373,346 (16.3)
カカオ	—	1,500	5,787	405,134 (0.4)
綿花	—	29,659	26,892	6,723,205 (7.1)
その他とも合計	—	—	—	94,162,178 (100.0)

フランス領西インド植民地からの輸入額 (1775年)

植民地	金額 (リーヴル) (%)
サン=ドマング	94,162,178 (74.6)
マルティニク	18,975,974 (15.1)
グアドループ	12,751,404 (9.7)
カイエンヌ	488,598 (0.4)
合計	126,378,155 (100.0)

フランス領西インド植民地産出品のフランス国内消費額  
とヨーロッパ諸国への再輸出額 (1775年)

		金額 (リーヴル) (%)
フランス国内消費額		52,793,763 (41.7)
ヨーロッパ諸国への再輸出額		73,584,392 (58.3)
再輸出の品目 [ ] 内は品目 別の構成比	砂糖	38,704,403 [52.6]
	コーヒー	23,727,608 [32.2]
	インディゴ	9,610,423 [13.0]
	カカオ	544,592 [0.7]
	綿花	255,027 [0.3]
合計		126,378,155 (100.0)

(出典) 1° éd., t. 4, p. 119 ; 2° éd., t. 5, p. 158 ; 3° éd., t. 7, pp. 220-223 により作成。

## 備考

- ① 「キントル quintal」は 100 kg。
- ② 「リーヴル livre」はアンシャン・レジーム期の貨幣単位。フランス革命後の「フラン franc」。
- ③ 『両インド史』では、重量の「キントル」の下位単位である「リーヴル」(500 g) が、金額では「リーヴル」の下位単位である「スー sou」(1/20 リーヴル) と「ドゥニエ denier」(1/12 スー) も示されているが、ネグリジブルであるため割愛した。
- ④ 『両インド史』が依拠した原資料名は示されていない。



『両インド史』で利用されたサン=ドマング人口統計

1754年

白人		14,258
内 訳	武器を所持する白人	7,758
	既婚女性	2,525
	未婚女性	781
	男子 (12歳未満)	1,503
	女子 (12歳未満)	1,691
ムラートまたは自由黒人		4,861
内 訳	戦闘可能な男子	1,362
	既婚女性	1,626
	男子 (12歳未満)	864
	女子 (12歳未満)	1,009
黒人奴隷		172,548
内 訳	成人男性	79,785
	成人女性	53,817
	男子 (12歳未満)	20,518
	女子 (12歳未満)	18,428

1764年

武器を所持する白人		8,786
内 訳	北部	4,306
	西部	3,470
	南部	1,010
軍隊へ編入可能な ムラートまたは自由黒人		4,117
内 訳	北部	1,370
	西部	2,250
	南部	497
黒人奴隷		197,000
内 訳	都市の家事労働に従事	12,000
	製造工場に従事	4,000
	食料・野菜栽培	1,000
	輸出品の耕作	180,000

1775年

白人		32,650
ムラートまたは自由黒人		6,036
黒人奴隷		300,000

(出典) 1° éd., t. 4, p. 118 ; 2° éd., t. 5, pp. 155-156; 3° éd., t. 7, p. 224 により作成。

そのような客観的条件のもとで、黒人奴隷たちは解放のための主体的条件を我がものとするようになる。一つは、黒人たちがアフリカから持参した精霊信仰とフランスが強制したキリスト教（カトリック）とが混淆してサン＝ドマングで新たに形成され、黒人奴隷たちを繋ぐ精神的な絆となったヴードゥーであり、いま一つが、黒人たちがアフリカから持参した諸言語と支配者の言語であるフランス語とが混淆して新しく創られ、奴隷たちの共通言語、コミュニケーション手段となったクレオール語である。これらの客観的条件と主体的条件とが相俟って大規模な奴隷蜂起を可能にしたのである<sup>34</sup>。

さて、中川は『啓蒙の世紀の光のもとで—ディドロと「百科全書」』（1994年）の「ディドロの『現代性』」の章で次のように書いている。

18世紀ヨーロッパ社会において確立された秩序のなかで公認されていた権威、それは、主人であり、ヨーロッパ人であり、男性であり、嫡出児であり、大人であり、理性であり、健全者であり、覚醒でした。しかしディドロただひとりだけが、これだけ広範囲な分野にわたって、これら正統の諸権威によって抑圧されているものに光を当て、後者に固有の価値の復権をはかったのです。復権をはかったとは、いったいどういうことでしょうか。それは、抑圧されたものが、いつでも既存の正統な価値を転覆して、それに替わる力になりうるという可能性を、ディドロが洞察したという意味です。……ディドロの精神の歩み、すなわち既存の価値秩序のなかで抑圧されているものを復権しようというあの精神の働きそのものだけは、いつまでも消え去ることなく残り続けることでしょう。……ディドロの精神のうちにあるあの『絶対的転倒』の意識だけは、今もなおこの哲学者の永遠の〈現代性〉として私たち読者のうちにいきいきと生き続けているのです<sup>35</sup>。

中川が言う「ディドロの精神のうちにある『絶対的転倒』の意識」を示す具体的な事例として、『両インド史』に書かれた奴隷解放主体論と植民地独立不可避論を挙げることができよう。

そこで、この時点で、前章の末尾で保留しておいた問題にさしあたりの回答を与えておきたい。アダム・スミスの「商業に対する絶対的信頼を基礎とした楽観論」と対比するならば、『両インド史』の場合は「支配され抑圧された者に対する信頼と期待に根差し、歴史における変革主体に対する信頼を基礎とした楽観論」とすることができるであろう。「地理上の発見」とその結果についてのネガティブな観察は、将来に対する「悲観論」にではなく、植民地の黒人奴隷における解放

34 また、副次的だが無視できない要因として次の諸点も加えるべきであろう。フランスとハイチとの通信が平時でもおよそ2ヵ月を要した情報・通信のあり方は、フランスにとって致命的な情報収集と対応に遅れをもたらした。さらには、フランス軍にとって不慣れなゲリラ戦、1年をとおして平均気温が30度近くに達する亜熱帯の地にはまったく不向きな軍服と装備、物資供給の遅延、黄熱病などの疫学的知識の欠如などである。

35 中川『啓蒙の世紀の光のもとで—ディドロと「百科全書」』（岩波書店、1994年）22-23頁。

主体形成による奴隷制の廃止によって人類の諸権利の再建が見通される「楽観論」となるのである。

関連して、『両インド史』におけるアメリカ独立革命観も取り上げる。『両インド史』の刊行は、ボストン虐殺事件から開戦を経て、独立宣言、「連合規約」の成立へと向かう時期にあたるが、事態の進行に伴って、独立革命に関する記述も版を追うごとに増加し、その論調も変化する。

独立宣言が出る前の1774年に刊行された第二版では、第XVIII篇の第32章と第33章の2章があてられるが、章のタイトルが「植民地にとって本国の羈絆から脱するのは有益か」(第32章)、「ヨーロッパの諸国民がイギリス領植民地の独立のために尽力するのは適切か」(第33章)というように、いずれも疑問文で書かれていることから分かるように、評価も見通しも流動的である。最終的には、後の世代に期待するほかないとして、「おゝ、後の世代の人々よ、君らはきっと悲しむべき、そして軽蔑すべき君らの祖先よりも幸福になるだろう。願わくは、この慎ましい願いが叶えられ、後の世代の人々が幸福になるという希望によって、瀕死の世代が慰められんことを」(2° éd., t. 7, pp. 186-187) との一文で締めくくられる。だが他方では、「植民地が完全に独立を達成するには、あらゆる面での羈絆を断ち切らなければならないが、そうだとすれば、本国から永久に離反することは、むしろ、植民地にとってもきわめて大きな不幸となるだろう」(2° éd., t. 7, pp. 182-183) とも書いているのである。

これに対して1780年の第三版では、章数を計16章(第XVIII篇第37章～第52章)に増やして、独立宣言に至る経緯、フランスの参戦に伴う英仏抗争、トマス・ペインの『コモン・センス』の詳細な紹介などにあてている。そして結論としては、「植民地は本国から分離し独立する権利を持つ」(3° éd., t. 9, p. 247) ことを確認するとともに、アメリカ独立革命は近代ヨーロッパによる3世紀にわたる植民地的対外膨張の歴史の「記念すべき結末」だとし、さらには、ヨーロッパのあるべき理想像も、この「英雄的な国」に求めるのである(3° éd., t. 9, p. 374)。

このように、第三版ではポジティブなアメリカ独立革命観が示されている。だが、アメリカの将来像については、なお慎重な見方をとる。第二版のとほぼ同じ結語を第三版でも繰り返しながら、その直前には、建国間近の「北アメリカの人民」に向けた、ディドロの執筆になる次のような警告的な一文が挿入されるのである。

北アメリカの人民よ。諸君に先立つすべての諸国民の先例を、わけても諸君の母国の先例を教訓とせよ。黄金の潤沢を恐れよ。それは贅沢とともに習俗の頹廃と法の軽視をもたらすからである。富の分配が過度に不平等にならぬように。それは少数の市民には贅沢三昧を、大多数の市民には貧窮をもたらし、そこから富者の傲慢と貧者の墮落が生まれるからである。征服心を抱かぬように。国の平穏は帝国が膨張するにつれて失われてゆくからである。防衛のために武器を持っても、攻撃のために武器を持つてはならない。安楽と健康は労働のなかに、繁栄は土地の耕作と工場のなかに、力は善良なる習俗と徳のなかに求めよ。科学と文芸

を振興せよ。それらは文明人と未開人とを分けるものだからである。とくに諸君の子弟の教育に配慮せよ。賢明なる官吏、有能にして勇敢な兵士、良き父、良き夫、良き兄弟、良き友、良き人間が輩出されるのは公の学校からであることを信じてほしい。青年の墮落の見られる所ではすべて、国民は衰退に向かっているのである。自由が諸君の基本法の英知のなかで不動の基礎となるように。そして、自由が諸邦を接合する不滅の絆となるように。諸宗教の間にはいかなる法的優先も設けてはならない。迷信は、保護もされず迫害もされなければ、無害なものである。できうれば、世界とともに諸君もまた不滅であるように。(3<sup>e</sup> éd., t. 9, pp. 380-382)

なお、レナールは『両インド史』第三版の翌年にロンドンで『アメリカの革命』(*Révolution de l'Amérique*, Londres, 1781)を出版したが、そこにも上の文の引き写しと思われる論説がある<sup>36</sup>。

これも瞠目すべき予見的洞察である。アメリカ合衆国の歴史は「膨張」と「帝国」形成によって特徴づけられ、その過程が「アメリカン・デモクラシー」の変質とパラレルだったからである。ディドロの観察と警告は、また、20世紀あるいは21世紀の現代アメリカ論としても通用するだろう。

中川によれば、ディドロは基本的にはアメリカ独立革命を称賛し、「ただひとつ、理想の国家の可能性を、アメリカの独立革命のために蜂起した人民のなかに発見した」(傍点原文)のだが、「無条件にすべての人民に信頼を寄せていたのではなかった」。彼には「人民への期待」と「人民への絶望」とが同居しており、晩年には「人民への絶望」が深化して革命の否定にも向かった。その最大の理由は、「臆病で」「邪悪で」「すぐに熱狂し」「行動に一貫性のない」「卑しい」人民に対する呪詛にある。そして、アメリカ独立革命を担った理想の人民に寄せた期待は『セネカ論』第2版(1782年)では、どこにも見えなくなるという<sup>37</sup>。

それにしても、植民地の黒人奴隷における解放主体形成による奴隷制の廃止への熱烈な期待と予見から人類の諸権利の再建を展望する論説と、現実に進行しつつあったアメリカ独立革命とアメリカの将来に対して表明された不安と警告。この、同じ『両インド史』に見られるコントラストはどのように説明できるであろうか。いわば理論と実際との間の問題なのか、それとも特殊にアメリカ独立革命の性格に関わるのか、あるいは別種の問題なのか、筆者は速断できない。だが、第三版に見える次の文が手がかりになるかもしれない。

[ヨーロッパの]諸君は自分たちの文明を誇りとしている。だが、文明は諸君にとってなんの役にたつのか？ 文明はホッテントット〔アフリカ南西部ナミビアに居住する遊牧民であ

36 『アメリカの革命』の結論部分は、『アメリカ革命』(研究社、『アメリカ古典文庫16』, 1978年)293-295頁に訳出されたことがある。

37 中川『ディドロの「セネカ」論』131, 345-348頁。

るコイ人の俗称で、吃音者が多いと見なされたための蔑称] にとってなんの役にたつのか？ 逃れよ！ 哀れなホッテントットよ。逃れよ！ 森のなかに身を沈めよ。猛獣といえども、お前たちがその掌中に落ちようとしている怪物よりも恐ろしくはないのだ。(3<sup>e</sup> éd., t. 1, pp. 398-399)

「ヨーロッパの文明」への懐疑である。そうすると、また、ディドロが『盲人書簡』(1749年)で、人間の知が禽獣の知に勝ると一方的に断定することに疑問を提示するだけでなく、人間的知と動物的知との価値の転倒、後者の復権の可能性を示唆していたこと、『ラモーの甥』(1761~62年)では、理性はいつも自らが主人であり中心であるとして非理性を無価値で恥すべきものと断罪しているが、果たしてこの思い込みは正しいかと問うていたことも想起される。つまり、ディドロの精神に通底するのは、「人間至上主義」や「理性崇拜」や「ヨーロッパの文明」への懐疑であり、それは、通常、ディドロが「啓蒙思想の異端児」とされる所以である。

先に筆者は、アダム・スミスの「商業に対する絶対的信頼を基礎とした楽観論」と対比して、『両インド史』の見方を「支配され抑圧された者に対する信頼と期待に根差し、歴史における変革主体に対する信頼を基礎とした楽観論」と特徴づけた。だが、それは、ヨーロッパ的な「知」に対する不信、ヨーロッパの人民や支配者は「ユマニテ」を担うことができないとする奴隷制問題や植民地問題に関するヨーロッパの無力感、ベシミズムと表裏の関係にあり、ひいては、自ら歴史の変革主体となることを放棄することにも繋がりがねない、そのような問題を含むものだったと考えられるのである。独立革命後のアメリカの将来に対する不安と警告は、アメリカがアングロ・サクソン系を中心とするヨーロッパからの移民を主体として建国された、いわば「ヨーロッパの飛び地」であったことに起因するのかもしれない。

### 3. 歴史認識の継承

『両インド史』第三版は次の文章で結ばれる。

より天分に秀でた人物がなす傑作によって、私の試論が手がけたことがらが完成されんことを！ 哲学の庇護のもと、いつの日にか、すべての文明国民をつなぐ連帯と慈善の鎖が世界の隅々まで拡がらんことを！ 文明国民はけっして未開国民のなかに悪徳と抑圧を持ち込むことがないように！ 私は、その幸福なる革命の時代にあって、たとえ私の名が忘れ去られずに残っていたとしても、それを驕りとすることはないであろう。この拙い書物はきっと忘れ去られることだろう。もしこの書物に何ほどかの取り柄があるとしても、それは、より秀れた著作を生み出す端緒にすぎないのだから。しかし、少なくとも、私は次のように言うことができる。私は能力の限りを尽くして同胞の幸福のために寄与しようとし、久しい以前からその運命の改善を準備しようとしたことを。それは、私のごとき老齢に身にとってはこ

の上ない喜びであり、余生の慰めともなるであろう。（3<sup>e</sup> éd., t. 10, pp. 479-480）

控えめな口調ながらも、『両インド史』に込めた問題意識を後世が引き継いで欲しいとする熱い期待が語られている。

そこで、以下では、これを歴史認識の継承の問題として検討する。その際、一つの手がかりとなるのがマルセル・メルル編『ヨーロッパの反植民地主義—ラス・カサスからマルクスまで』（1969年）<sup>38</sup>である。本書は、16世紀から19世紀中葉に至る70余名の思想家の著作・論篇・演説などから、多少とも反植民地主義思想に関わるものを抜粋したものである。もとより、反植民地主義の系譜を辿るためには、マルクス以降、とりわけ20世紀中葉以降のポストコロニアル期も射程に入れるべきだが、今はこれで満足しなければならない。

メルルが与えた時期区分と特徴づけは次のようである。

- ① 16世紀の「良心の最初の発露」（La crise de conscience initiale）
- ② 18世紀の「反植民地主義理論の集中」（La convergence des thèses anticoloniales）
- ③ 「フランス革命期における諸思想の紛糾」（La confusion des idées sous la Révolution）
- ④ 「19世紀における諸思潮の再分類」（Le reclassement des opinions au XIX<sup>e</sup> siècle）

メルルも『両インド史』を18世紀の反植民地主義理論のうちで最も重要な論説として多くのページを割いている。以下では、これを他の3つの時期の論説との対比を試みる。

### バルトロメ・デ・ラス・カサス

レナール（ディドロ）が後世に寄せる期待は、翻って、自らも先立つ時代の人物の思想を継承しようとする態度となっても現れる。その人物はバルトロメ・デ・ラス・カサス（1474～1566年）である。1502年にニコラス・デ・オバンド率いるイスパニョーラ島遠征にスペインの修道士（後にドミニコ会士）として同行したラス・カサスは、布教活動に従事するかたわらインディオを奴隷労働力とするエンコミエンダを経営した。だが、宣教師としての立場と「他人の労働を盗む」こととの自家撞着に気づいて回心し、1504年には自分が所有するインディオを解放した。その後は、スペイン国王カルロス1世に『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（1552年、以下では『簡潔な報告』と略す）<sup>39</sup>を提出するなど、終生、インディオの権利擁護のために尽力したことから、「インディオの使徒」とも「アメリカの父」ともされる人物である。

『両インド史』第三版第VIII篇では「スペイン人によるチリ、パラグアイの征服。侵略に伴う出来事の詳細。スペインが植民地を支配する原理」のタイトルで、「コンキスタドル」の所業につい

38 Marcel Merle (présenté par), *L'anticolonialisme européen de Las Casas à Marx*, Paris, 1969.

39 ラス・カサス『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（染田秀藤訳、岩波文庫、1976年）

て叙述されるが、その第23章「インディオの旧状と現状」にはディドロによって加筆された「ラス・カサス頌」(éloge de Las Casas)がある。

おゝ、ラス・カサスよ！ 君の爲したユマニテは、君の同国人が一団となって爲した征服を超えて高く聳えている。もし来るべき時代に、侵略を受けたこれらの不幸な国で再び人口が増え、そこで法、慣習、正義、自由が行われるならば、そこに建てられる最初の立像は君の像であるだろう。人は、君がアメリカ人〔蛇足ながら、米国人ではなく、南北アメリカ・カリブ海の先住民のこと〕とスペイン人との間に立って、アメリカ人を救わんがために、スペイン人のヒ首の前にその胸をさし出した人であったことを知るだろう。その記念碑の台座には「残忍な時代にあつて、君が仰ぎ見るこの人、ラス・カサスは善を爲した人であつた」と刻まれることであろう。その日を待望しつつ、君の名は、およそ感性を備えたすべての人の魂に銘記され続けることだろう。そして、君の同国人たちが、彼らが英雄と呼ぶ人の野蛮さを恥とするとき、彼らもまた君の徳を光榮とするだろう。願わくは、この幸いなる時が、私が懼れているほどには遠からぬことを！（3<sup>e</sup> éd., t. 4, pp. 340-341）

このように、200年以上も昔のラス・カサスにディドロは深く共鳴するのである。そこで、ラス・カサスの思想と行動をやや立ち入って検討しておきたい。筆者は独自のラス・カサス研究を持っていない。以下では、染田秀藤、増田義郎、石原保憲などの研究に依拠する。

従来のラス・カサス研究における焦点的問題の一つは、彼を「反植民主義者」と特徴づけることの是非をめぐるものである。

ルイス・マルティンはラス・カサスを「残酷なコンキスタドルの権化たるピサロ〔インカ帝国の「征服者」フランシスコ・ピサロ〕」と対極をなす「痛烈な反植民主義者」としている<sup>40</sup>。

『簡潔な報告』の翻訳者でもある染田は、1972年の論文では、「ラス・カサスが本国の植民政策に反対し、インディオの人権擁護運動の先頭に立ち、イスパニアのアメリカに於ける支配の正当な権原を否定した所に反植民主義的態度がみられると言えよう」と書いた<sup>41</sup>。しかし4年後の論文で染田は、ラス・カサスの思想は「当時きわめて急進的なものであつたが、だからといって、ラス・カサスを反植民主義者であると安易に断定してはならない。ラス・カサスは被征服者インディオの自由と生存権を擁護したが、他方、イスパニアの植民政策を全面的に否定したわけではない」「われわれはラス・カサスが16世紀のイスパニア人で、しかも、キリスト教の使命を絶対視する聖職者であつた事実を忘れてはならない」として、前説を修正した<sup>42</sup>。

40 ルイス・マルティン「植民主義とキリスト教的良心—ラス・カサス没後400年記念」（小林珍雄訳『ソフィア』〔上智大学〕第15巻4号、1966年）22頁。

41 染田「ラス・カサスとエンコミエンダ制の研究」（『歴史学研究』385号、1972年）43頁。

42 染田「バルトロメー・デ・ラス・カサス—生涯と作品(2)」(『サビエンチア』〔英知大学〕10号、1976年)96-97頁。

増田は、ラス・カサスを「近代ヨーロッパの植民地主義に対する最初の批判者」とすることについては、「ただ単に彼の行動や批判のはげしさのみを見ておこなうのではなく、彼のインディアス改革運動を支えた歴史観、国家観を慎重に検討して試みられるべき」であるとし、ラス・カサスの思想と行動の意義を「苛酷な植民地の現実社会の問題と真正面から取組み、ビトリア〔フランシスコ・デ・ビトリア、1492～1546年、正戦論・国際法学への貢献によって「国際法の父」とされるスペインの神学者・法学者〕のような偉大な思想が生み出されるために必要な地ならしを試行錯誤をかさねながらおこなったこと」にあるとしている<sup>43</sup>。

増田がラス・カサスを反植民地主義者とすることに慎重になる理由の一つに、ラス・カサスが夢み、かつ実現可能性を確信していたと言われる「神聖ローマ・インディアス帝国」と、この構想に象徴されるラス・カサスの国家観と歴史観にある。増田によれば、「神聖ローマ・インディアス帝国」とは「インディオの王国の主権と自治は守られ、……同時に、インディオの諸王国の上に、スペイン国王が『多くの王たちの上に立つ神聖ローマ皇帝』として君臨する」、そのような「世界帝国」である。増田は、かかる枠組みのなかでは「インディオのユートピアは、けっして民主的な共和国ではなく、むしろ中世的な世界帝国のヒエラルキーの部分」にすぎず、その意味でラス・カサスの思想は「決定的なアナクロニズム」であり、むしろ「うしろむきであった」とする<sup>44</sup>。

染田も、ラス・カサスの政治思想をトマス・アキナス的な制限君主論を踏襲した「本質的に中世的」なものとして捉えている。ただし染田は、そのような「伝統的な規範」をもってラス・カサスがエンコミエンダ制を中核とするインディアス支配＝征服に対する批判の理論的根拠としたことを積極的に評価して、「ラス・カサスはそのような伝統的な規範をキリスト教世界という狭い範囲を越えて普遍化したのであり、そこにラス・カサスの偉大さが存在する」としている<sup>45</sup>。

以上の学説の整理からも分かるラス・カサスの思想と行動に現れるアンビヴァレンスは『簡潔な報告』にも見てとることができると思われる。『簡潔な報告』は、「コンキスタドル」の「残忍」「狡猾」「無法」「裏切り」「非道」を詳説することによって、「その諸悪が根絶され、新世界が救われるよう」スペイン国王に進言したもののだが、次のような言葉で結ばれる。「全能なる神よ、ローマ教会のため、また、陛下の御霊が最後に救われるために、陛下の栄光に輝く幸福な生活と帝国にとこしえに繁栄がもたらされますよう。アーメン」（染田訳、168頁）。染田によれば、晩年のラス・カサスは、スペイン国王のインディオ支配を正当化する基盤を、ローマ教皇の贈与大勅書よりもインディオの自発的な臣従に求めるようになるという<sup>46</sup>。

だが、同時に注目したいのは、インディオたちが、「コンキスタドル」とは対照的に、いかに「素朴」で「温厚」かつ「忍耐強く」「理性に富む」かを叙述しながら、随所でインディオたちによる

43 増田「インディアスの人権問題とラス・カサス」（『思想』567号、1971年）61-65頁。

44 増田、同上論文、63-64頁。

45 染田、前掲「バルトロメー・デ・ラス・カサス—生涯と作品(2)」95-96頁。

46 染田「バルトロメー・デ・ラス・カサス—生涯と作品(5)」(『大阪外大報』40号、1978年)71, 81頁。



抵抗の事実にも言及していることである。たとえば、「インディオたちのなかには、食料を隠したり妻子を匿ったりする者や、残虐で恐ろしい仕打ちをするキリスト教徒から遠ざかろうと山中でひっそりと暮らす者もできるようになった」(25頁)、「スペイン人の手中に落ちて苦しめられた挙句に殺されるよりも、いっそのこといちどきに死んだ方がましだと考えています」(105頁)、「キリスト教徒を自分たちの土地から追放しようといういろいろ策を練った」(25頁)、「無数のインディオは集結し、何日間もキリスト教徒たちに総攻撃をかけた」(68頁)、「大勢のインディオは集結し、妻や娘をとり返そうとしてキリスト教徒たちの後を追い、彼らに戦いを挑んだ」(51頁)など、枚挙に暇がない。そして、インディオたちがキリスト教徒たちに対して行う反乱、復讐はもとより殺戮、戦争といえども、すべて例外なく、「充分な大義のある」「正当な理由と正義にもとづく行為」であり「自然の法、神の法および人定の法に則り正当なことである」とされるのである(28, 36, 68, 88-89, 113, 147頁など)。

このように、ラス・カサスはインディオによる抵抗の正当性を無条件に承認するのである。増田によれば、ラス・カサスは死の前年、フェリペ2世に提出した論文を次の言葉で結んだという。「インディオたちはわれわれに対してこの上ない正義の戦争をしかけ、われわれから土地を取り戻す権利があり、この権利は審判の日まで続くだろう<sup>47</sup>。」

これらの論説はデイドロが黒人奴隷制廃止のために解放主体の形成を待望したこととも通じるものであろう。デイドロがラス・カサスに共鳴するのも、その故であったろう。

だが、ここで、一つの問題に行き当たる。スペイン国王カルロス1世に対してインディアスの地に黒人を奴隷として導入するよう最初に進言したのがラス・カサスだったという事実である。晩年のラス・カサスは『インディアス史』(1552年)で、深刻な悔恨の念を込めつつ、次のように書いている。

カステイーリャ人たちがカステイーリャから、12、3人の黒人奴隷をエスパニョーラ島へ連れて来てもよいという許可を、もし司祭〔ラス・カサス自身のこと〕が彼らのために国王から賜って島へ持ち帰ってくれるならば、彼らとしては自分らの所有するインディオたちを解放してもよい、という話であった。司祭はこのときの話を思い出して、右の覚え書の中に、12人前後の黒人奴隷をエスパーニャから連れていくという恩恵を、インディアスに居住するエスパーニャ人に対して賜るように、と書きこんだ。その理由は、エスパーニャ人たちがそれらの黒人を使役してその土地で生きてゆき、代わりにインディオたちを解放することができるであろう、と司祭はこのような考えたからであった。だがしかし、ここインディアス地域へ黒人奴隷をつれてくる許可を賜るように、という意見を、最初ラス・カサス司祭が具申したのは、黒人たちを捕獲して奴隷にするという不正義をポルトガル人が犯していることに、

47 増田, 前掲論文, 60頁。

彼自身気づかなかつたためであった。司祭があとになってそのことに気づいてからというのは、たとえ世界中にありとあるものすべてと引き換えても、彼は右のような意見を出すことはあり得なかつた。なぜならば司祭は常に、それらの黒人奴隷を不正義かつ暴虐的な手段で奴隷化されたものと見なしており、黒人についてもインディオについてと同一の理由であてはまると信じていたからである<sup>48</sup>。（第3巻第102章）

司祭は、黒人奴隷を導入するという意見を、自分が最初に具申したことに對して、浅慮の責めを負わねばならぬとみずからを裁き、深刻なる悔恨にさいなまれた。それというのも、黒人が捕獲される際の状況も、インディオが捕囚の身となっている状態と等しく、不正義の手段によるものであることを、司祭はあとで調査し判明したからで、それについてはもっとあとで明らかにされるであろう。黒人たちが捕虜にされたのは、正当なる戦いによるものであろう、と司祭は想像していたからであつたが、しかしながらインディオを解放する目的で、黒人を導入するようにとの進言をしたことは、思慮のある救済策などではなかつた<sup>49</sup>。（第3巻第129章）

ラス・カサスが黒人を奴隷として導入するよう進言したのは1516年のことだが、これと関連して、インディオ奴隷化の是非をめぐって1550年から51年に行われた「バリャドリッド大論戦」も想起される<sup>50</sup>。論戦の争点は、アリストテレスが『政治学』（紀元前335～325年）で書いた「先天的奴隷人」説、すなわち、「自然によって奴隷として仕えることが自分にとって善いことであり正しいことでもある人間<sup>51</sup>」が存在するという説のインディオへの適用の可否であつた。フワン・ヒネース・デ・セプールベダはインディオは「先天的奴隷人」であるとしてインディオの奴隷化に賛成した<sup>52</sup>。これに對して、ラス・カサスは、「神と自然は彼らに生まれながらにして崇高な靈魂を授け、与え、委ねたのであり、それゆえ、彼らは理性と立派な悟性を十分に備えている」のだから「先天的奴隷人」にはあたらないとしてインディオの奴隷化に反対した<sup>53</sup>。

このラス・カサスの論法は危ういものである。インディオは「先天的奴隷人」にはあたらないとするのは、言い換えれば、「先天的奴隷人」説そのものは否定しない、ということになるからで

48 ラス・カサス『インディアス史』（長南実訳／石原保徳編、岩波文庫、2009年）第6分冊、357-358頁。染田『ラス・カサス伝—新世界征服の審問者』（岩波書店、1990年）61頁も参照。

49 ラス・カサス『インディアス史』第7分冊、57-58頁。

50 「バリャドリッド大論戦」については、ルイス・ハンケ『アリストテレスとアメリカ・インディアン』（佐々木昭夫訳、岩波新書、1974年）を参照。

51 アリストテレス『政治学』（山本光雄訳、岩波文庫、1961年）40頁。

52 フワン・ヒネース・デ・セプールベダ『アポロギア（第1部）』（1550年）、セプールベダ『征服戦争は是か非か』（染田訳、岩波書店、1992年）9-11頁。

53 バルトロメ・デ・ラス・カサス『インディアス文明誌』（1552年）、ラス・カサス『インディオは人間か』（染田訳、岩波書店、1995年）52頁。

ある。1516年のラス・カサスは黒人を「先天的奴隸人」と考えていたことを意味する。

『両インド史』には、黒人を奴隸として導入しよう進言したのがラス・カサスだった事実は書かれていない。知らなかったために書かなかったのか、知っていて書かなかったのか、知っていたとすればなぜ書かなかったのか。いずれかによって事態は変わってくるが、残念ながら、分からない。

しかるに、ラス・カサスの死後、『簡潔な報告』を初め彼の著作は各国で翻訳されたが、それらは、しばしばスペイン批判の道具として利用され、インディアスにおける残虐行為はスペインの非人間性を攻撃する材料となった。いわゆる「黒い伝説」(Leyenda Negra)である。また、スペイン国内でもラス・カサスを国の誇りを失墜させた男、祖国への裏切り者とみなす傾向を生み、ラス・カサスの全作品は禁書に付された。

こうして、ラス・カサスと彼の著作は封印されることとなった。客観的・実証的なラス・カサス研究が現れるのは1940年以降のことであると言う<sup>54</sup>。さすれば、デイドロはラス・カサスを封印と忘却の淵から救い出した最初の人であったと言えるであろう。

さて、ここで、石原保徳の『インディアスの発見—ラス・カサスを読む』(1980年)<sup>55</sup>と『世界史への道—ヨーロッパ的世界史像再考』(1999年)<sup>56</sup>に触れなくてはならない。

一橋大学で上原専祿の薫陶を受けた石原は、大学院修士課程修了後に岩波書店に入職し、『大航海時代叢書』や『アンソロジー・新世界の挑戦』などの叢書出版の企画・編集に従事するかたわら、歴史家としても「世界史とは何か」を問い続けてきた人物である。石原は、ヨーロッパ的世界史像と訣別して新しい世界史像を描出する試みのために、「世界史」形成の発端に生きたヨーロッパ人自身の営みに光をあてる。そして「世界史形成の発端に生きたヨーロッパ人」として石原が重視するのがラス・カサスと彼の代表作『インディアス史』である。

「世界史」造出運動の端緒に、その最先端の問題をはらんだ場であるインディアスにおいて、植民=征服の尖兵たる宣教師として、エンコミエンダの経営者として立ち会ったラス・カサスは、同時に、晩年には自身をも三人称で表現して対象化する歴史家でもあった。「『インディアス史』は『人類史』の批判の総決算であり、そこに独自の『世界史』の構想がみられる」。

石原によれば、かかる「独自の『世界史』の構想」が可能になったのは、ラス・カサスが、キリスト教徒によるインディアスの破壊と征服を「『無知と盲目』の増殖過程」と捉え、かつヨーロッパとラス・カサス自身の「無知と盲目」にも「容赦な追及」を向けたからであり、かくして、ラス・カサスの思想は、同時代批判たるを超えて、同時に、「15・16世紀以降にかたちづくられてきた欧米人の世界認識と深いかわりをもつ近代歴史学への批判を含意するものにほかならなかつ

54 ラス・カサス『簡潔な報告』染田の解説, 186頁。

55 石原保徳『インディアスの発見—ラス・カサスを読む』(田畑書店, 1980年)

56 石原『世界史への道—ヨーロッパ的世界史像再考』(前篇・後篇, 丸善ライブラリー, 1999年)とくに後編の「第四章:新しい世界史像の誕生—コンキスタ批判のラディカルな展開」159-260頁。

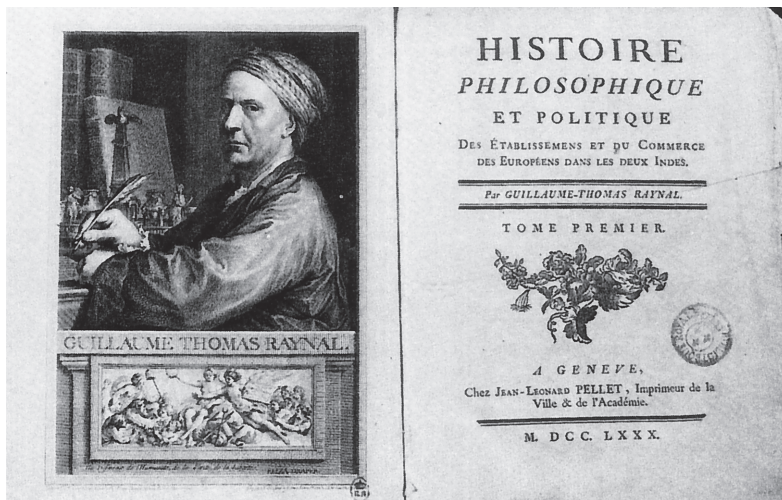
た<sup>57</sup>。」

石原は、『インディアス史』とラス・カサスの「世界史の構想」は「後世にどのようにひきつがれたであろうか」と問い、その端緒を『両インド史』とデイドロに見出して、両者を対比する。そして、「『両インド史』を読む作業がなお残されているいま、しばらく結論をひかえたい」と前置きしたうえで、次のように指摘する。「『しいたげられ、抑圧された人々』にはげしく共感する心をもつデイドロは、『政治家』ラス・カサスを顕彰することはできても（あるいは、できたがゆえに）、『歴史家』ラス・カサスをその十全な姿で発見することはできなかったのではなからうか。18世紀人でありながらデイドロは、彼とあまりにも同質な世界をラス・カサスに見出し、そのために、かえってラス・カサスにおける16世紀独自の問題を見失い、16世紀から固有の問題をうけとる機会を失いはしなかったか。『後世』は、かならずしも先行する過去よりも、さらに鋭い感性を身につけ、より深い認識に到達するとはかぎらないのである。歴史家ラス・カサスのきびしいとなみを前にするとき、その思いを強くする<sup>58</sup>」。

### レナールの「変節」

さて、次に、『両インド史』に込めた問題意識を引き継いで欲しいとする熱い期待が後の時代にどのように叶えられたのかを見よう。

そのためには、まず、『両インド史』出版後のレナール自身の足跡を辿らなければならない。



『両インド史』第三版（1780年）の扉

57 石原『インディアスの発見』225-226頁。

58 同上書、221-222頁。

前述したように、第二版まで匿名出版だった『両インド史』は1780年の第三版で初めてレナールの実名と肖像画入りで出版されるが、1781年5月25日のパリ高等法院は『両インド史』の破棄・焼却処分とレナールの逮捕・財産没収の判決を下した。王政とカトリシズムに対する過激な批判に加えて、「人民の蜂起を煽動している」というのが判決理由である。高等法院判決の執行が遅れたため、レナールは辛うじて難を逃れるが、その後はリエージュ、ダルムシュタット、ゴータ、ヴァイマル、ベルリンなどの各地を転々とする事となった。1784年、南フランスに秘かに姿を現したレナールに対して、翌年には「ラングドック、プロヴァンスに留まる」ことを条件に帰国の許可が下りた。「陳情書」の起草に参画した功績もあってマルセイユ第三身分の代議員に選出されたが、彼は80歳に近い高齢であることを理由に辞退し、以後はパリのアパートマンに居を構えた。そして、革命開始後の1790年8月15日に国民議会在がパリ高等法院判決の撤回を決議したことで名誉回復がなされていた。

本稿の主題に関連して重要なことは、レナールが1791年8月に起ったサン=ドマングでの黒人奴隷の一斉蜂起を発端とするハイチ革命の展開にも、1794年2月4日の革命議会による黒人奴隷制廃止決議にも沈黙していることである。黒人奴隷制を批判するだけでなくその廃止を唱道し、「新しいスパルタクス」の出現を待望する文章が書かれた『両インド史』の著者であることを考えれば不可解なこの事実を、いったい、どのように説明できるであろうか。

二つの可能性が考えられる。一つは、過去に（と言ってもわずか11年前のことだが）表明した自説を放棄した可能性であり、もう一つは、「新しいスパルタクス」待望の言説はデイドロのものであって、レナールがこれを共有していたのではないという可能性である。後者の可能性を指摘するのはハンス=ユルゲン・リュウゼブリックであり、彼は、徹底した変革を主張するデイドロとは違って、レナールは穏健な改革を志向していた、と指摘している<sup>59</sup>。

だが、筆者はレナールが自説を放棄した可能性が高いとみる。これを論証する決定的な史料は得られないのだが、傍証は示すことができる。

傍証の一つは、レナールが1790年9月4日付で国民議会議長に宛てた書簡である。これは、同年8月15日の国民議会在がレナールの名誉回復を決議したことに対する謝辞として書かれ、議会で朗読されたものである。そのなかでレナールは、クレルモンの司教ドゥ・ボナルが「宗教を攻撃し、教会そのものの廃止を誇りとするレナールの名誉回復は、寛容という危険な実例をヨーロッパ中に示すことになる」としてこの決議に反対し「勇敢なる友人が私の著作には誤りが含まれていると発言した」ことに触れて、「非難を免れ得ることについては率直に撤回する」と書いている<sup>60</sup>。範囲は示されていないが、明らかな自説撤回宣言である。

59 Hans-Jürgen Lüsebrink, "Le Role de Raynal et la réception de l'*Histoire des Deux Indes* pendant la Révolution Française," dans: *Lectures de Raynal. L'Histoire des Deux Indes en Europe et en Amérique au XVIII<sup>e</sup> siècle*, The Voltaire Foundation, at the Taylor Institution, Oxford, 1991, pp. 91-93.

60 *Archives Parlementaires de 1787 à 1860. Recueil complet des débats législatifs et politiques des*

もう一つの、より重要な傍証は、国民議会議長の許に届けられ1791年5月31日の議会で書記官によって代読されたレナルの「訴え」である。エッセンスを引用する。

私は、これまで国王に対してその為すべきことを語りかけてきた。だが今は、民衆に対して彼らが犯している誤りを、また民衆の代表者に対しては我々を脅かしている危険について語りかけるのを許されたい。私はこの国が罪悪に満ちていることに心を痛めている。……とんでもないことだ。我々は哲学という大胆な概念を立法行為という苛酷な手段として示したのではない。それは我々の原理についての誤った解釈である。宗教の混乱、市民の不和、一方での茫然自失と他方での暴政、民衆の暴政の奴隷と化した政府、規律を失った兵士、権威を失墜した指揮官、無能な官吏、民衆の第一の友であるべき国王の苦悩、無知で無作法な人間たちがあらゆる政治問題について口をはさむクラブに牛耳られた公権力。これが、現在のフランスの本当の姿なのである<sup>61</sup>。

何とも赤裸々な革命批判である。その主張の根幹は、「無知で無作法な民衆」観に立脚して、革命政府がそのような「民衆の暴政の奴隷と化している」とみなす点にある。「訴え」は棒読みするとおよそ20分程度のものだが、その朗読は野次と失笑で何度も中断された。野次のなかには「訴えと訴えの主を保健委員会に送れ!」「今日にも専制政治が再建されるぞ!」などが見える。

朗読が終わると、何人もの議員が発言を求めたが、ロベスピエールだけが発言を許された。彼は、こう言う。

この著名なる人物は、かつては余りにも大袈裟な表現の故に非難を浴びるような意見を吐いたが、同時に、自由にとって有益な真理を公けにしてみせた。だが、革命が始まってからは、市民を啓発するためのペンを取ってこなかった。その人物が今、沈黙を破ったのだ。革命の敵どもが躍起になって革命を停止させようとしている、この時にである<sup>62</sup>。

言ってみれば、「訴え」は王党派とアリストクラートがレナルを利用して仕組んだ陰謀である、というのがロベスピエールの観測である。だが、彼はそれ以上深入りしない。彼は「訴え」を革命遂行のための反面教師とするよう呼びかけ、最後に「議会はレナル神父の訴えを拝聴する光栄に浴した。かくなるうへは、議事を進行するよう要求する」との言葉で演説を結んだ。そして、議会はこの発言を支持して「訴え」を黙殺するかたちになったのである。

だが、それでは収まらなかった。当日の夜、パリの群衆がレナルのアパルトマンに投石を繰

---

*Chambres françaises*, fondé par Mavidal, Laurent et Blavel, 1<sup>e</sup> série (1787-1799), t. 8, p. 574.

61 Ibid., t. 26, pp. 650-653.

62 Ibid., t. 26, pp. 653-654.

り返し、翌日からの新聞には「変節者」「背教者」「逆上した狂人」「毫碌爺い」「暴君の奴隷」「アリストクラートの操り人形」などといった激しい弾劾記事が紙面にあふれた。「レナルの訴えに関する重要な考察」を書いたドゥ・シネティは、「訴え」は「今世紀の習俗と統治政策にこのうえない影響を及ぼした著名な作家」のものとは思えぬほど「奇怪」なものであり、そこに見えるのは「仮面の剥げ落ちた啓蒙思想家」「公の平和にとってこの上なく危険な情念に駆りたてられた人間」であると断じ、アンドレ・シェニエは「レナル宛の書状」で、「哲学と自由の背教者」「変節者」と指弾した。また、マルセイユやエクサン=プロヴァンスのジャコバン・クラブは集会場に飾ってあったレナルの胸像を狂人病院へ移送したという。こうした非難のなか、レナルはパリ郊外シャイヨーの友人宅で隠遁生活を送った後、1796年3月6日に死去した<sup>63</sup>。

「訴え」はサン=ドマングの黒人奴隷蜂起が起こる前に書かれたものであり、また批判は直接には自国の革命に向けられたものである。だが、このような革命観や民衆観に立つレナルであってみれば、大規模な破壊と殺戮を伴ったサン=ドマングの黒人奴隷蜂起に対しても同様の批判を表明したであろうことは推測するに難くないのではなかろうか。

以上に示した二つの傍証を念頭に置くならば、レナルがハイチ革命にも奴隷制廃止決議にも沈黙したことについて、脈絡がつけられるであろう。彼は、自身が編集した『両インド史』のなかで最も重要な言説を自ら撤回したと見てよいと思われる。

さらに問題にしなければならないのは、「訴え」にある「我々は哲学という大胆な概念を立法行為という過酷な手段として示したのではない。それは我々の原理についての誤った解釈である」という件である。この啓蒙思想を政治的実践のモデルとすることの拒否表明は啓蒙思想とフランス革命の関連性という問題の吟味を要請しよう。モンテスキュー、ヴォルテール、ルソー、ディドロなど、我々にとって馴染み深い啓蒙思想家のほとんどは革命の開始前に没しているために、彼らが現実の革命にどのような態度をとったかは知る由もない。その点で、革命に立ち会ったレナルは数少ない例外であるだけに、彼の発言は示唆的である。

だが、その点は本稿の課題からは遠いので割愛し、ここでは、「啓蒙思想と革命」の問題をレナルに即して論じた大津の論文に触れるにとどめる。大津は、「かつてはディドロにならって、君主制が必然的に『専制』に傾くと主張し、第三身分の健全な育成による議会制国家を展望していた」レナルだったが、革命の進展の過程で「君主主義者にまで舞い戻ってしまった」と結論する。大津はその最も重要なファクターを「大革命という強力な歯車、まったく別種の力学を前にして〔の〕恐怖」に求め、そこから、「啓蒙思想の政治的展望と革命力学との決定的な断絶」を見てとるのである<sup>64</sup>。そのことは、「フランス革命の思想的淵源としての啓蒙思想」という図式による理解の修正を迫っていることを意味する。

63 Lüsebrink, art. cit., pp. 93-94.

64 大津「大革命下の啓蒙思想—『両インド史』のレナルの場合」（『現代と思想』16号、1989年）61頁。

### ロベスピエール：「原則よりも植民地が減んだほうがよい」？

フランス革命期の植民地問題を扱った研究書で必ずと言ってよいほど取り上げられる有名な言葉に *Périssent les colonies plutôt qu'un principe* という標語がある。仮に訳せば「原則よりも植民地が減んだほうがよい」となるこの標語は、1791年5月の国民議会での有色自由人の参政権をめぐる論争の際にロベスピエールが行なった演説に由来し、彼の長い演説を短く縮約して作られたものである。この標語は、「革命の原則は何ものにも代えがたいものなのだから、植民地が無くなるようなことがあってもやむを得ない」、あるいは、さらに進んで、「植民地の放棄」を唱導しているかのように読めなくもない言葉である。

だが、問題がある。この標語がロベスピエールの演説の真意を表現するのに相応しいかどうかは吟味を要するからである。従来の研究では、この標語をもってロベスピエールの演説の真意を表現したものとする研究が存在する一方で<sup>65</sup>、「この標語は正確な史料からもロベスピエールの思想からも離れている。根拠のない引用である<sup>66</sup>」「反動側による典型的なデッチあげである<sup>67</sup>」などのように、否定的に見る研究もあるのである。

数種類の議事録を精査して得られた筆者の結論は後者である<sup>68</sup>。ロベスピエールの演説は拍手や野次で幾度か中断され聴取不能に陥っているため、正確に再現するのは困難だが、彼の主張の眼目は、「我々は国民も植民地もユマニテも彼ら〔「マシャック・クラブ」など奴隷制の擁護論者〕の犠牲にしない」ということにあり、彼はあくまでも「人権宣言」と「植民地」の両立を主張したのである。けっして植民地主義そのものに反対しているのではなく、まして、「植民地の放棄」を唱導しているのでもないのである。

フランス革命においては、植民地問題はしばしば革命家の政治生命を左右する岐路となった。そのことは、ジャコバン独裁期の1793年から94年にかけて粛清された左右両派の代表的な人物に対する告発理由からも窺い知ることができる。

ジロンド派の領袖ブリッソ（93年10月31日処刑）に対する約2,000の告発項目のうち31が植民地問題に関する言動に向けられたが、そのうちには、「黒人奴隷制の廃止を目的とする結社〔「黒人の友の会」のこと〕を設立した」「黒人奴隷蜂起について植民地議会が本国に寄せた情報をデマだと発言した」「サン＝ドマング総督ブランシュランドを弁護した」などがあり、「告発状」の冒頭には「フランス領植民地の崩壊を画策したイギリスのスパイである」と記されたのだった。ブリッソは「抗弁書」において「私を裁き非難するのなら、私と同じ原則を主張してきた者すべてを、

65 Marcel Garaud, *Histoire générale du droit privé français, de 1789 à 1804*, Paris, 1953, p. 44.

66 Georges Hardy, *Histoire de la colonisation française*, Paris, 1928, p. 116.

67 Cyril Lionel Robert James, *The Black Jacobins. Toussaint L'Ouverture and the San Domingo Revolution*, 1938, 2<sup>nd</sup> ed., New York: Vintage Books, 1963. 青木芳夫監訳『ブラック・ジャコバン＝トゥサン＝ルヴェルチュールとハイチ革命』（大村書店、1991年、増補新版、2002年）416頁。

68 詳細は浜「フランス革命と植民地主義」（『北海道教育大学紀要』第43巻第1号、1992年）で分析した。やや簡略には、浜『ハイチ革命とフランス革命』185-206頁、浜『カリブからの問い』115-119頁。



そしてその原則を祝聖してきた三つの国民議会をも裁き非難すべきである。国民を告訴せよ。わけても、ロベスピエールを告訴せよ」と書くが、徒労であった。

ブリッソの約一カ月後に処刑されたファイアン派の巨頭バルナーヴ(93年11月29日処刑)にとっても、彼自身が告白しているように、植民地問題は政治生活の躓きの始まりであった。というのも、彼は、サン=ドマングの大地主の娘婿となったシャルル・ドゥ・ラメトと親交を結んだこともあって、終始「マジャック・クラブ」を中核とする黒人奴隷制擁護論に与したため、ブリッソから「偽のデモクラット」「偽のパトリオット」とのレッテルを貼られた。そのバルナーヴが革命裁判所に引き出されることとなった理由の一つが植民地問題であった。彼は公判において植民地問題を理由に処刑されたブリッソと正反対の立場をとった自分が同じ植民地問題を理由に裁かれるのは納得できないと反論したが、これまた徒労に終わった。

モンターニュ派の中心人物ラクロワ(94年4月5日処刑)とダントン(94年4月6日処刑)の場合は、より深く植民地問題が関わっていた。彼らの「罪」は「植民地の喪失に結果する法令を通過させた」ことであった。「植民地の喪失に結果する法令」とは94年2月4日の決議のことであって、その日、ラクロワとダントンはルヴァッスールによる黒人奴隷制廃止提案に賛同して、決議案の提案者となったのである。

一見したところ必ずしも整合的ではなく相矛盾するかにさえ見えるこれらの事実から、「告発者」ロベスピエールの植民地・黒人奴隷制観を、そしてフランス革命における植民地問題とその焦点としての黒人奴隷制問題の意味を読み取ることが必要になる。

実は、ロベスピエールは94年2月4日の議会には欠席していたが、その後もひたすら「沈黙」している。それは、「無言の賛成」を意味しない。逆である。なぜ反対を言明しなかったのか？それは、「人気と信用の失墜を恐れた<sup>69</sup>」からにほかならない。ロベスピエールが黒人奴隷制の廃止そのものに反対でなかったことは、「有色自由人」の法的平等が議論された91年5月の議会における熱弁から見て明かであり、「『奴隷』なる忌まわしき言葉」を発することを嫌悪しタブー視する「潔癖さ」を示したほどであった。では、なぜ黒人奴隷制廃止決議に賛意を表明しないのか？問題は廃止方式にある。ロベスピエールの終始一貫した主張は漸次的・段階的廃止である(ただし、彼はその具体的なプログラムを示していない)。即時・無条件の解放を拒否するのはなぜか。答えは、ブリッソやダントン、ラクロワに対する告発理由にすでに暗示されている。すなわち、黒人奴隷制の即時・無条件廃止はフランス領植民地の崩壊、喪失につながるという危惧であり、その根底には、フランスにとって植民地は必要不可欠であるという認識が存在したのである。

フランス革命の時代に制定された憲法には、「フランス国民は征服を目的とするすべての戦争を放棄し、いかなる人民に対してもその武力をけっして行使しない」(1791年憲法第6章)、「フラン

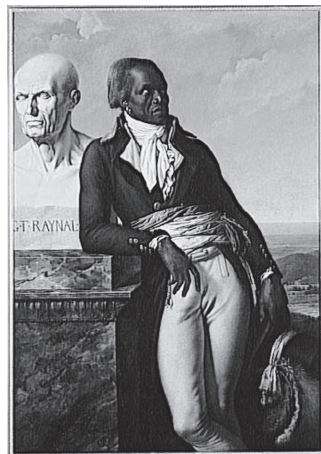
69 Charpentier-Cossigny, *Moyens d'amélioration et de restauration, proposés au gouvernement et aux habitants des colonies, ou mélanges politiques, économiques, agricoles et commerciaux etc., relatifs aux colonies*, Paris, l'an XI, p. 290.

ス人民は他の国民の統治にけっして干渉せず、他の国民がフランス人民に干渉することを許さない」（1793年憲法第119条）など、「戦争放棄」や「民族自決」をうたった条文が見える。また、ロベスピエール自身も、長らくローマ教皇領だったアヴィニョンの合併問題が起こったときに、次のような有名な言葉を吐いてアヴィニョン住民の「自決」権を擁護した。「諸国民は自分自身の運命の主人公である」「彼ら〔アヴィニョン住民〕はフランスへの合併を宣言してもよく、分離・独立した共和国を形成したいと望んでもよいのである」「一国民を抑圧する者は、そのことによってすべての国民の敵となることを自ら宣言するものである<sup>70</sup>。」

しかしながら、フランス革命の自決主義は、たかだかヨーロッパ世界にその適用範囲を見出したにすぎず、非ヨーロッパ世界とりわけ植民地や従属地域への適用は想定外だったのである<sup>71</sup>。フランス革命は植民地主義を否定していない。また、1794年の黒人奴隷制廃止決議も、フランス領植民地のうちで死活的に重要だったサン=ドマングを死守するという経済的、軍事的、外交的動機に発する窮余の策だったのである。

### 「レナール頌」

ともあれ、レナールは次第に名声を失くなっていった。だが、レナールを顕彰する例もある。アンヌ=ルイ・ジロデ=トリオゾン画『ジャン=バチスト・ベレイの肖像』（1797年）である。



アンヌ=ルイ・ジロデ=トリオゾン画  
『ジャン=バチスト・ベレイの肖像』

70 Marc Bouloiseau, *Robespierre* (Coll. Que sais-je?), Paris, 1957. 遅塚忠躬訳『ロベスピエール』（白水社、1957年）121頁。

71 Francis Arzalier, “Image de la révolution française et colonisation. Droit de l’homme et/ou des peuples?” dans: Michel Vovelle (dirigé par), *L’image de la Révolution française* (Communications présentées lors du congrès mondial pour le bicentenaire de la Révolution, Sorbonne, Paris, 6-12 juillet 1989), 4 vols., Paris, 1990, p. 1797.

ジャン=バチスト・ベレイは1746(または47)年に西アフリカ、セネガルのゴレ島で生まれたが、2歳の時にサン=ドマングへ連行された。1791年夏に始まる黒人奴隷の解放運動に合流する。ハイチ革命を取捨するためにフランスが派遣した政府代表委員のレジェ・フェリシテ・ソントナクスは、1793年8月に現地で奴隷解放を宣言し、革命議会(国民公会)の追認を求めるために3人の代表団をフランスに派遣したが、その一人がベレイであった。革命議会が黒人奴隷制を廃止した後、ベレイは1797年まで国民公会議員となった。ベレイはフランスの議会で議席を占めた最初の黒人であった。

『ジャン=バチスト・ベレイの肖像』は身体表象史上でも重要である。それまで、レイシズムが支配的だった時代であって虐げられ呻吟する客体として描かれるのが常であった黒人が、18世紀末になって高潔にして知的な人物として描く新しい傾向が生まれるが、その先駆けとなった作品だからである<sup>72</sup>。そのベレイを描いた肖像画に、前年に死去したレナールの像が描かれる。『ジャン=バチスト・ベレイの肖像』はベレイの顕彰であると同時に、「レナール頌」でもあったのである<sup>73</sup>。

だが、レナールの権威失墜が時代の流れであった。それとともに、『両インド史』も次第に顧みられなくなる。初版の刊行以来、英語、スペイン語、ポルトガル語などへの翻訳を含めて総計61の版を重ねる一大ベストセラーとなった『両インド史』だが、1823年以降には刊行されず、こうして、「栄光と華々しい賞賛を得た数十年の後には沈黙と忘却が起こった<sup>74</sup>」のである。

『両インド史』の「沈黙と忘却」には別の要因も働いている。それはフランス領植民地サン=ドマングがハイチ革命の帰結として独立したことである。フランス第一次植民地帝国のなかで死活的に重要な意味を持っていた「カリブ海の真珠」を失ったことは、「もうサン=ドマングのことは夢見ないようにしよう」という心情、あるいは、およそサン=ドマング(ハイチ)に纏わることについて語ることを忌避シタブー視する風潮を生んだのである。加えて、1830年以降になると、フランスは矛先をアフリカとりわけアルジェリアへと向け、新たな植民地帝国の構築を目指すことになる。そのような時代であってみれば、植民地の独立を唆し、その不可避なることを説く、今日では「反植民主義の兵器庫<sup>75</sup>」と形容されるような『両インド史』が忘れ去られるのは、けだし当然のことであらう。

こうして、『両インド史』に込められた問題観はレナール自身によって棚上げされ、革命と革命後のフランスの思潮もこれを引き継ぐことがなかったのである。

72 Hugh Honour, *L'image du noir dans l'art occidental. De la Révolution américaine à la première guerre mondiale*, Paris, 1989 を参照。

73 『ジャン=バチスト・ベレイの肖像』については、浜, 前掲「ジロデ=トリオゾンの作品における身体表象」で取り上げた。Sylvain Bellenger, *Girodet. 1767-1824*, Musée du Louvre Editions, Paris, 2005などを参照。

74 Hans Wolpe, *Raynal et sa machine de guerre. L'Histoire des Deux Indes et ses perfectionnement*, Stanford Univ. Pr., 1957, p. 9.

75 Esquer, *op. cit.*, p. 42.

### カール・マルクス：植民地論を旋回軸とする世界史認識の「転換」

では、『両インド史』に込められた問題意識を引き継いだ後世の人物は誰なのだろうか。筆者はカール・マルクスだったと考える。マルクスの著作には『両インド史』を利用した形跡が見あたらない。だが、彼の問題意識はレナールのそれと重なると思われるからである。

代表的には、山之内靖が「一元的・単層的・平面的認識」から「多元的・多層的・立体的認識」への「転換」と特徴づけ、あるいは毛利健三が「普遍化的世界史像」から「重層的世界史像」への「深層化」と特徴づけたように、マルクスの世界史認識がほぼ1860年代を境として転換ないし深化したとする見方は、今日では常識となっている<sup>76</sup>。重要なことは、これまた周知のことに属するが、マルクスの世界史認識にかかる「転換」「深層化」をもたらしたのが、植民地論わけでもアイルランド論、すなわち、マルクスが「アイルランド問題についての自身の見解を創造的に修正した<sup>77</sup>」ことである。

研究史上、幾度も言及されたことのある余りにも有名なものばかりだが、マルクスにおける世界史認識の転換の旋回軸となる植民地論の主な章句を、大内兵衛／細川嘉六監訳の『マルクス・エンゲルス全集』（以下では『マルエン全集』と略す）から年代順に引用する。

すべての国のうちで、イギリスこそは、プロレタリアートとブルジョワジーの対立がもっともすすんだ国である。だから、イギリスのプロレタリアートのイギリスのブルジョワジーに対する勝利は、全被圧迫者の、その圧迫者に対する勝利にとって決定的である。だからポーランドはポーランドで解放されるのではなく、イギリスで解放されるのである。（マルクス「ポーランドについての演説」、1847年11月29日、『マルエン全集』第4巻、430頁）

一個人による他の個人の搾取が廃止されるにつれて、一国民による他の国民の搾取も廃止される。一国民の内部の階級対立がなくなれば、諸国民のあいだの敵対関係もなくなる。（『共産党宣言』、1848年、『マルエン全集』第4巻、493頁）

これらの小さな固定した社会組織は、……イギリスの蒸気力やイギリスの自由貿易の作用によって、大部分解体されたし、消滅しつつある。……イギリスの干渉は……この小さな半野蛮、半文明の共同体の経済的基礎を爆破したのである。……なるほどイギリスがヒンドゥスタンに社会革命をひきおこした動機は、もっともいやしい利益だけであり、その利益を達成する仕方もばかげたものであった。しかし、それが問題なのではない。問題は、人類がそ

76 山之内、前掲書、毛利健三『自由貿易帝国主義』（東京大学出版会、1978年）とくに第2章「イギリス自由貿易主義と『低開発』—マルクス自由貿易論の再検討」。

77 ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス=レーニン主義研究所「『マルクス・エンゲルス全集』第16巻への序文」（大内兵衛／細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集』大月書店）第16巻、xxvi頁。

の使命を果たすのに、アジアの社会状態の根本的な革命なしにそれができるのかということである。できないとすれば、イギリスがおかした罪がどんなものであるにせよ、イギリスがこの革命をもたらすことによって、無意識に歴史の道具の役割を果たしたのである。(マルクス「イギリスのインド支配」、1853年、『マルエン全集』第9巻、126-127頁)

僕が長いあいだ考えてきたことは、可能なのは、アイルランドの体制をイギリスの労働者階級の勃興によってくつがえす、ということだった。僕は絶えずこうした見解を『ニューヨーク・トリビューン』紙上で主張してきた。もっとつっこんだ研究によって、僕は今では正反対のことを確信するようになっていた。イギリスの労働者階級は、それがアイルランドから免れないうちは、けっして何ごとも達成しないだろう。楨桿はアイルランドに据えられなければならない。(マルクスからエンゲルスへ、1869年12月10日付、『マルエン全集』第32巻、336頁)

他の民族を隷属させる民族は、自分自身の鉄鎖を鍛えるのである。だからアイルランド問題にたいする国際協会の立場はきわめて明確である。その第一になすべきことは、イギリスで社会革命をおしすすめることである。そのためには、アイルランドで大きな打撃をくわえなければならない。このアイルランドの大赦にかんする総評議会の決議は、別の諸決議、つまり、あらゆる国際正義を問題外としても、現在の強制された合併(すなわちアイルランドの隷属)をできるなら自由で平等な連邦に、必要なら完全な分離に変えることが、イギリスの労働者階級の解放の前提条件であることを主張する諸決議を、みちびきだすのに役立つだけである。(マルクス「非公開通知」、1870年、『マルエン全集』第16巻、410-411頁)

各民族の自立と統一が復活しなかったなら、プロレタリアートの国際的な団結も、共同の目的に達するためのこれらの国民の平静な、分別ある協力も不可能であったろう。(マルクス「『共産党宣言』イタリアの読者へ」、1893年、『マルエン全集』第4巻、607頁)

以上の引用からも明らかなように、マルクスは自らの世界史認識(マルクスにあつては、それはすぐれて世界変革理論だったが)を形成する際に、二大契機として「階級」と「民族」を設定する。その点では終始一貫している。問題は、両契機の関係についての認識が変化していることである。1860年以前には、先進国のプロレタリアートが遂行する「階級の揚棄」が先行し、植民地あるいは従属国・地域における「民族の解放」は、「階級の揚棄」に依存する、あるいはその帰結として把握されている。しかし、1860年以降になると、「民族の解放」の意義がことのほか重視されることになる結果、「民族の解放」はむしろ「階級の揚棄」のための「前提条件」でさえある、と認識されるに至るのである。

このような植民地論の訂正を旋回軸とするマルクスの世界史認識の転換は、同時に、近代世界史認識わけても「地理上の発見」についての認識にも変化が生じてまいかということも予想させる。マルクス（エンゲルスを含め）の著作において「地理上の発見」そのものについて論じた箇所は多くはないが、やはり、1860年代を境にニュアンスが生まれているように思われる。

1860年代以前の「地理上の発見」観を端的に表現しているのは『共産党宣言』である。すなわち、「ブルジョワジーは、歴史上きわめて革命的な役割をはたした」という有名な一文の前段。

アメリカの発見、アフリカの回航は、勃興しつつあったブルジョワジーのための新天地をひらいた。東インドや中国の市場、アメリカへの植民、植民地との交易、交換手段と商品一般の増加、これらは商業に、航海に、工業に、空前の飛躍をもたらし、こうして、崩壊しつつあった封建社会の内部の革命的な要素を急速に発展させた。……大工業は世界市場をつくりだした。これは、アメリカの発見によって準備されたものであった。世界市場は、商業に、航海に、陸上交通に、はかりしれない発展をもたらし、この発展は逆に、工業の拡大に反作用した。そして、工業、商業、航海、鉄道が拡大する程度におうじて、ブルジョワジーが発展し、その資本をふやさせ、中世からうけつがれたあらゆる階級をうしろにおしやった。（『マルエン全集』第4巻、476-477頁）

見られるように、「地理上の発見」は、第一義的に、「革命的」ブルジョワジー、大工業、世界市場創出のための契機とされるのである。たしかに、「地理上の発見」をもって民族対立の歴史的起点とする指摘も見られるが、特殊に、植民地あるいは従属国の問題としての民族対立についての言及は明示的には存在しない。したがって、植民地問題の揚棄は、「諸国民の対立」の揚棄一般のなかに包括され、また、「民族が国々に分かれて対立している状態は、ブルジョワジーが発展するにつれて、また貿易の自由がうちたてられ、世界市場が生まれ、工業生産やこれに照応する生活諸関係が一様化するにつれて、今日すでにしだいに消滅しつつある。プロレタリアートの支配は、この状態の消滅をいっそうはやめるであろう」（『マルエン全集』第4巻、493頁）とされるのである。一言で言えば、『共産党宣言』の時点では、「世界市場論的視点」に立脚しつつ、アダム・スミスの見方、自由貿易的世界の「予定調和的平和観」を踏襲していると言ってよからう<sup>78</sup>。

次に、1860年代以後の「地理上の発見」観を示すものとして、『資本論』（1867年）第1巻第7篇第24章、「資本は、頭から爪先まで、毛穴という毛穴から、血と汚物を滴らしつつ生まれてくるのである」という有名な一文で総括される「いわゆる本源的蓄積」の章から抜粋する。

アメリカの金銀産地の発見、原住民の掃滅と奴隷化と鉱山への埋没、東インドの征服と略

78 山之内、前掲書、12頁。

奪との開始、アフリカの商業的黒人狩猟場への転化、これらのできごとは資本主義的生産の時代の曙光を特徴づけている。このような牧歌的な過程が本源的蓄積の主要契機なのである。これに続いて全地球を舞台とするヨーロッパ諸国の商業戦が始まる。

キリスト教的植民制度については、キリスト教の研究を専門とするW・ハウィットは次のように言っている。「いわゆるキリスト教人種が、世界の至るところでまた自分が隷属させることのできたすべての民族にたいして演じてきた蛮行と無法とは、世界史上のどの時代にも、またどんなに野蛮で無教育で無情で無知な人種のもとでも、比類のないことである。」

原住民の取扱いが最も狂暴だったのは、もちろん、西インドのように輸出貿易だけを使命とした栽培植民地であり、メキシコや東インドのように豊かな富と稠密な人口をもちながら強盗殺人の手に任されていた国々だった。とはいえ本来の植民地でも本源的蓄積のキリスト教的性格は争われないものがあった。(『マルエン全集』第23巻B, 980-983頁)

ここでの筆致は、『共産党宣言』とは対照的であって、先に示した、『両インド史』の序文やモンテスキュー、ヴォルテール、コルネリウス・ドゥ・パウ、ベルナルダン・ドゥ・サン=ピエールなどのそれに類似している。マルクスの「地理上の発見」観にも変化が生じているのである。

前述したように、マルクスの著作には『両インド史』を利用した形跡が見られない。1860年代を境とする植民地論の訂正を旋回軸とする世界史認識の「転換」ないし「深層化」は、なによりも当時のヨーロッパと植民地をめぐる現実把握から生れたものだったが、その過程は『両インド史』の問題を理論的に追体験するものだったように思われるのである。

#### 4. 『両インド史』の今日性

『諸国民の富』を書いたアダム・スミスがイギリス人で、『両インド史』を書いたレナールがフランス人であること、そして、二つの著書が出版された18世紀70年代から80年代が「第二次英仏百年戦争」(1689～1815年)の終盤期に差しかかる時代であるのは興味深いことである。国際商業戦においてイギリスが最終的に覇権を確立する画期をどの時点に求めるかについては論者によって異なるが<sup>79</sup>、イギリスは七年戦争(1756～63年)の過程で洋の東西で勝利した結果、覇権の確立へと向かい、一方、フランスは既得の領土・権益から後退したことで対英劣位が顕著になったと見ることで異論はなさそうである。さすれば、「地理上の発見」を肯定的に評価して「予定調和的平和観」を表明するアダム・スミスの論と、「地理上の発見」の功罪を論じて懐疑的な意見

79 イギリスが最終的に覇権を確立する画期を七年戦争に求めるのが大塚以来の支配的な理解である。大塚『近代欧洲経済史序説・上巻』(『著作集第二巻』)134頁。これに対して、服部はフランス革命=ナポレオン戦争期に、筆者はより端的にハイチの独立(1804年)に画期を求める。服部『経済史上のフランス革命・ナポレオン時代』(多賀出版, 2009年)とくに第7章「革命・ナポレオン戦争期における国際貿易構造の変化」189-210頁。浜『ハイチ革命とフランス革命』とくに第1章4「七年戦争と植民地反動」44-50頁。

を表明するレナールの論は、両国が置かれた時代状況をそれぞれに映し出していると言えよう。

「地理上の発見」とそれ以降の歴史をどのように捉えるかで、近代世界史の叙述は大きく変わらざるを得ないはずである。少なくとも、近年の研究動向を見るならば、アダム・スミスのようなオプティミスティックな見方に与する見解は支配的ではない。そのような例は枚挙に暇がないが、以下では、我が国を代表する3人のイギリス近代史家の研究を挙げる。

川北稔は『工業化の歴史的前提—帝国とジェントルマン』（1983年）において、18世紀末から19世紀、とりわけヴィクトリア時代に未曾有の「繁栄」を現出したイギリスが、こんにち見る影もなく「衰退」し「危機」を迎えることになったのはなぜかと問い、「現代のイギリスが（イギリス人自身が認めるように）『危機』なのだとなれば、その原因は結局のところ、この国がかつて『帝国であったこと』にある」とした<sup>80</sup>。

木畑洋一は『支配の代償—英帝国の崩壊と「帝国意識」』（1987年）において、今日のイギリスになお強固に残存する民族的優越意識あるいはパターンリズム、大国主義、好戦的愛国主義となって現れる「帝国意識」は、かつてこの国が広大な帝国を形成して世界に君臨したことの結果であり、それは「支配の代償」にほかならないとした<sup>81</sup>。

秋田茂は近著『イギリス帝国の歴史—アジアから考える』（2012年）において、今や世界経済の中心はアジア太平洋経済圏にシフトしつつあるが、そのシステムの基盤を作り上げたのは、実はイギリス帝国にほかならないとして、18世紀から20世紀末までの帝国の形成・発展・解体の過程を跡付けている<sup>82</sup>。

日本人ではないが、従来のイギリス史像に根本的な書き換えを迫った話題作、ジョン・ブリュアの『財政=軍事国家の衝撃』（1989年）<sup>83</sup>も挙げる。本書は、強力な戦争遂行国家はいかにして生まれたのかを分析して、巨大な陸海軍、勤勉な行政官、重税と莫大な債務を特徴とする新たな国家、「財政=軍事国家」の成立とその政治的・社会的インパクトを明快に描き出している。

他方、フランスの場合はどうか。前述したように、『両インド史』に示された植民地主義批判を継承することにはならない。むしろ正反対に、植民地支配は「文明には非文明を文明化する使命がある」とする「文明化の使命」(mission civilisatrice)、『『人権の国フランス』の文化による人類の教化は普遍的な任務である」とする「フランス・イデオロギー」(L'idéologie française)などの言説によって積極的に是認されるのである<sup>84</sup>。

80 川北稔『工業化の歴史的前提—帝国とジェントルマン』（岩波書店、1983年）380頁。

81 木畑洋一『支配の代償—英帝国の崩壊と「帝国意識」』（東京大学出版会、1987年）

82 秋田茂『イギリス帝国の歴史—アジアから考える』（中公新書、2012年）

83 John Brewer, *The Sinews of Power. War, Money, and the English State, 1688–1783*, Unwin Hyman, 1989. 大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃—戦争、カネ、イギリス国家（1688～1783）』（名古屋大学出版会、2003年）

84 平野千果子『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』（人文書院、2002年）、西川長夫『フランスの解体？—もう一つの国民国家論』（人文書院、1999年）とくに「フランス・イデオロギーをめぐって」



この点を解明しているのがニコラ・バンセル／パスカル・ブランシャール／フランソワーズ・ヴェルジェスの三人の共著『植民地共和国』（2003年）である。彼らは、今日のフランス社会に残る植民地支配の痕跡を認識しながら、フランス植民地主義の歴史が、植民地帝国の建設期にも、その後の脱植民地化やポストコロニアルの時代にも、一貫して共和主義の名のもとに展開されたことを重視する。そして、大略、次のように説明する。

植民地帝国を築いて他者を支配し従属させることは、一見するところ、フランス革命以来の伝統として継承されてきた「自由・平等・友愛」の理念と矛盾するようだが、フランス人はこれを矛盾とは考えない。なぜなら、これも革命以来の伝統として継承されてきた共和主義の理念が、自由や平等といった「普遍的」な価値を称揚し、法の前に平等な個人を社会の編成原理として捉える「普遍主義」に立脚するものと理解されてきたからである。植民地主義は、「普遍的」な価値を世界に広めるという「文明化の使命」を担うものなのだから、共和主義の理念に抵触しないどころか、これを実現するものだとしてきたのである。フランス人にとって「植民地共和国」の表現はけっして形容矛盾ではないのだ<sup>85</sup>。

まことに説得的な説明である。ただし我が国では、これに近い指摘がすでに何人にかよってなされてきた。

本書の翻訳者である平野千果子は『フランス植民地主義の歴史』（2002年）において、「フランスは革命の国である『にもかかわらず』植民地支配をした」という表現には留保が必要であり、むしろ「人権宣言の国であるがゆえに植民地化を積極的に是認した」と言うべきであるとし、さらに次のように書いた。「革命の理念と植民地主義が、実はフランス人の意識において矛盾していなかったという点。そして掲げた理念の『普遍性』ゆえに、フランスに侵略された側にもこの理念に容易に共鳴し得たという点。これらのことが、フランス植民地主義の『免罪符』になり、ひいてはフランスが自身の植民地主義の過去を問い直す、大きな壁になっているのではないだろうか<sup>86</sup>。」

また、西川長夫は「多言語・多文化主義をアジアから問う」（2000年）において、アメリカ、カナダ、オーストリアにおける多文化主義の進展と対比させて、ヨーロッパとりわけフランスにおいて多文化主義の進展を妨げている要因の一つに「フランス革命以来、明確な形をとった共和政あるいは共和国の理念」を挙げていた<sup>87</sup>。

85 Nicolas Bancel / Pascal Blanchard / Françoise Vergès, *La république coloniale*, Paris, 2003. 平野千果子／菊池恵介訳『植民地共和国フランス』（岩波書店、2011年）

86 平野、前掲書、80、303-304頁。

87 西川長夫「多言語・多文化主義をアジアから問う」（西川長夫／姜尚中／西成彦編『20世紀をいかに超えるか—多言語・多文化主義を手がかりにして』平凡社、2000年、15-69頁。後に、西川『植民地主義の時代を生きて』平凡社、2013年、264-309頁に再録）

さらに、それ以前に筆者も『ハイチ革命とフランス革命』（1998年）で次のように書いたことがある。「フランス革命はけっして植民地主義そのものを否定するものではなかった。……のみならず、革命は19世紀における新たな植民地主義の展開の起点となり、『人権宣言』原理は、これを正当化する根拠として援用されることとなった<sup>88</sup>。」

ともあれ、以上のような事情を見れば、今日もなお、フランスが植民地問題を「克服すべき過去」として向き合うことが希薄であることも説明できるであろう。

また、フランスの歴史家は久しくハイチ革命を研究してこなかったが、そのこともほぼ同様の理由で説明できるであろう。この点で参照に値するのは、アリサ・ゴールドスタイン・セピンウォールの「サン=ドマングの妖怪—ハイチ革命に対するアメリカとフランスの反応」（2009年）である。彼女は、大略、次のように説明している。

アメリカではハイチ革命研究がかなり充実しているのに比して、フランスではほとんど見るべきものがない。その理由の一つに人種に対する観念の違いがある。アメリカでは人種や黒人奴隷制の問題を「国内」に抱え、南北戦争という内戦をとおして奴隷解放を実現したのに対して、フランスの場合は黒人奴隷制もハイチ革命も大西洋を越えた遠い「国外」での出来事であった。加えて、フランス革命以来の共和主義理念は普遍主義に立脚すると理解されたため、人種は呪詛的となってきた。第二は脱植民地化に対するトラウマである。ハイチ革命に付きまとうのはフランス植民地帝国を崩壊させた負のイメージであり、これに第二次世界大戦後のインドシナやアルジェリアの独立戦争での敗北の記憶が重なる。ハイチ革命はフランス植民地帝国軍隊の弱さとともに「文明化の使命」の言説に潜む欺瞞性を暴くものだった。第三に、カリブ海域を専門とする歴史家たちは、植民地時代のハイチや黒人奴隷制の廃止について研究することがあっても、ハイチ革命にまでは至らない。そのために、大学を含めた学校教育のカリキュラムから黒人奴隷制史もハイチ革命史も排除されてきた。かくして、ハイチは、国民的な記憶のなかでも特異な、忘却の対象となった。つまり、ハイチは近づくのが忌避される「妖怪」(specter)なのである。してみれば、最近に至るまでハイチ革命研究を遠ざけてきたことは驚くにあたらない<sup>89</sup>。

このセピンウォールの説明は、かつてミシェル=ロルフ・トルイヨが『過去を沈黙させる一権力と歴史の生産』（1995年）で書いた一文「ハイチ革命は想像することのできない〔unthinkable〕特異な性格のものとして歴史に書き込まれたのである<sup>90</sup>」とも符合しており、間然するところのな

88 浜, 前掲『ハイチ革命とフランス革命』296頁。

89 Alyssa Goldstein Sepinwall, "The Specter of Saint-Domingue: American and French Reactions to the Haitian Revolution", in: David Patrick Geggus / Norman Fiering (eds.), *The World of the Haitian Revolution*, Bloomington / Indianapolis, 2009, pp. 317-338.

90 Michel-Rolph Trouillot, *Silencing the Past. Power and the Production of History*, Boston, 1995, p. 73.

いものである。その意味でも、『両インド史』で示されたものは、実に、古くて新しい問題なのである。

そうだとすれば、ハイチ革命研究の意義が改めて強調されてよいであろうし、近年になってそのような動向は顕著になっている。

ハイチ革命研究の第1人者であるデイヴィッド・パトリック・ゲッグスは、自身が編集した論文集『ハイチ革命が大西洋世界に与えたインパクト』(2001年)の序文で次のように書いている。

今から200年前にハイチを創造した革命は、ロシア革命や中国革命、あるいはハイチ革命と絡み合っていたフランス革命と比べるなら、スケールの小さな出来事であった。だが、ハイチ革命は、人口や地理の面では限定はあるものの、世界の歴史上に重要な地位を要求する正当な理由がある<sup>91</sup>。

また、ニック・ネスビットは『普遍的解放—ハイチ革命と急進的啓蒙思想』(2008年)において、大略、次のように書いている。

ハイチ人は1789年のフランス「人権宣言」を単に模写したのではない。ハイチ人は「人権宣言」に内在する普遍的な意味を文字通り「すべての人」へと拡げた。ハイチ革命はイギリスやフランスやアメリカのブルジョワ革命を超える意味を持っていたのである<sup>92</sup>。

さらに、2002年12月18日の国連総会は、ハイチ独立200周年の2004年を「奴隷制に対する闘いとその廃止を記念する国際年」とすると宣言したが、それは「奴隷たちによる闘いとレジスタンスの、そして自由・平等・尊厳・人権という原則の勝利のシンボルである最初の黒人国家ハイチの独立宣言を顕彰する」ためであった。

ここで、フランスではハイチ革命を遠ざけるようになった19世紀初頭にあつて、ハイチ革命に注目する外国人がいたことに触れておきたい。ドイツ観念論哲学の完成者とされるゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲルである。彼の代表作の一つ『精神現象学』(1807年)には、要約して次のような文章がある。

奴隷主は支配者の位置を確保することで、生命と自由・自立とを獲得できているように見える。だが、奴隷主は奴隷のおかげで生命を維持できているにすぎず、その自由と自立も奴

---

91 David Patrick Geggus (ed.), *The Impact of the Haitian Revolution in the Atlantic World*, Columbia, 2001, p. ix.

92 Nick Nesbitt, *Universal Emancipation: The Haitian Revolution and the Radical Enlightenment*, New York, 2008.

隷を抑圧するという不自由な関係によって成り立つものでしかない。しかるに、生命と自由・自立とに至る真の可能性は、むしろ、生命の保障もなく自由も自立も奪われているかに見える奴隷の方にこそある。その可能性に根拠を与えるのは自己が自然と実践的にかかわる労働行為である。一見するところ他律的でしかない奴隷労働のなかでこそ、意識は自分の力で自分を再発見するという主体的な力を発揮する。つまり、物の形を自らの手で作り出す奴隷労働のなかで、意識の自由や自立の具体化がなされる。奴隷主との関係では隷属する位置にある奴隷が、労働する者として物に向き合うときには、物を自由に扱い、物のうちに己の自由や自立性を投影できるのであり、それは、奴隷主の与り知らぬ、奴隷だけが経験できる自由なのである<sup>93</sup>。

普通、「支配と隷属の弁証法」または「主奴の弁証法」と呼ばれる論説である。そして、スーザン・バック＝モースは『ヘーゲルとハイチ、ユニヴァーサル・ヒストリー』（2008年）で次のように指摘している。「ヘーゲルはハイチのセンセーショナルな出来事を『精神現象学』の議論の要として用いたのである。カリブ海の奴隷たちの主人に対する革命が実際に起こり成功したことは自由の普遍的実現という物語として可視的になる瞬間である<sup>94</sup>。」

たしかに、レイシズムと剥き出しの暴力によって人間を管理し抑圧する最悪のシステムである奴隷制度のもとで支配され虐待されてきた黒人奴隷による一大民衆革命の所産として、先駆的に奴隷解放と独立を成就したハイチ革命は「主奴の弁証法」を具現した好個な実例であろう。

ハイチ革命は同時代のヨーロッパの知識人の歴史認識に重大な転換を迫る出来事だったのである。ヘーゲルの「主奴の弁証法」の論説は中川久定がデイドロの精神のうちに発見した「『絶対的転倒』の意識」にも通じるであろう。

また、これと関連して、当時のドイツのジャーナリズムがハイチとハイチ革命に重大な関心を寄せていたことに触れておきたい。この点で、まったく新しい知見を与えてくれているのが、カリン・シューラーの論文「自由主義からレイシズムへドイツの歴史家、ジャーナリスト、ハイチ革命、18世紀末から20世紀初頭まで」である。

シューラーによれば、アルヒェンホルツが1792年に創刊し1858年まで刊行された『ミネルヴァ』誌には、アメリカ合衆国に関する記事が99件ある。ラテンアメリカに関する記事も94件あり、そのうちハイチは合計24件（1792～1807年が11、1808～30年が12、1831～58年が1）の多くを数えるという。また、『ミネルヴァ』を含むドイツの新聞でハイチに関する記事は、1802年（ナポレオンがハイチに遠征軍を派遣した年）で7件、1804年と1805年（ハイチ独立宣言の年とその翌年）で15件、1818年（アレクサンドル・ペティオン大統領死去の年）で11件、1825年（フ

93 Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, 1807. 長谷川宏訳『精神現象学』（作品社、1998年）129-138頁を要約。

94 Susan Buck-Morss, *Hegel, Haiti, and Universal History*, Pittsburgh, 2008, p. 48.

ランスがハイチを承認した年)で9件あったという<sup>95</sup>。

ドイツのジャーナリズムがハイチとハイチ革命に重大な関心を寄せていた事実は驚きである。ドイツは、プロイセンやハンザ都市がハイチとの貿易に利害があったのは事実だが、イギリスやフランスのような植民地保有国ではないし、大西洋黒人奴隷貿易や黒人奴隷制に直接には関与していないからである。

では、ドイツがハイチの動向に注目したのはなぜなのか。シューラーの論説の要点は次のようである。

ドイツにおける革命に反対する者たちは、フランス革命にもハイチ革命にも反対の立場をとり、とりわけハイチ革命は経済的な破滅と白人の無差別殺戮をもたらしたとして忌避する。ところが、イギリス人のマーカス・レインスフォードが著した『ハイチの黒人帝国の歴史物語』(Marcus Rainsford, *An Historical Account of the Black Empire of Hayti*, 1805)のドイツ語訳が1806年に出版されたことで、ハイチに対する評価が劇的に変化する。すなわち、レインスフォードの本を紹介した1805年の『ミネルヴァ』の記事「トゥサン・ルヴェルチュール、後世のための史的叙述」では、「これまで極悪非道とみなされてきた黒人たちは今やまったく新しい相貌を現し、彼らの指導者であるトゥサンは称賛に値する偉大な、その死を悼むべき人物である」と書かれ、その見方はアレクザンダー・フォン・フンボルトによっても支持される。こうして、19世紀の第2四半期にはドイツの自由主義者たちはこぞってハイチを称賛するようになり、彼らはまた、ラテンアメリカ諸国の独立をヨーロッパによる植民地支配の終焉を画する世界史の転換点として称賛するようになる。ハイチやラテンアメリカ諸国の独立運動は、ドイツにおけるナショナリズム運動の「鏡」となった。

ところが、19世紀後半になるハイチ・イメージは更なる転換を見せる。その典型例は、ヴィルヘルム・ヨルダンの『ハイチ島と黒人国家の歴史』(Wilhelm Jordan, *Geschichte der Insel Hayti und ihres Negerstaats*, 1846-1849)や、ハインリヒ・ハンデルマンが1856年に著した二つの書、『国家統合の歴史』(Heinrich Handelmann, *Geschichte der Vereinigen Staaten*)と『ハイチ島の歴史』(Heinrich Handelmann, *Geschichte der Insel Hayti*)である。ここでは、ハイチに対する称賛は消え失せて、あからさまなレイシズムが現れる。そのレイシズムは同時期に出たジョゼフ・アルチュール・ゴビノーの有名な『人種不平等論』(Joseph Arthur, comte de Gobineau, *L'essai sur l'inégalité des races humaines*, 1853-1855)と酷似する。その言説は、社会ダーウィニズムの流布とも重なって、20世紀初頭にはナチズムとヒトラーの「指導者原理」(Führerprinzip)へと結びついてゆく<sup>96</sup>。

95 Karin Schüller, "From Liberalism to Racism: German Historians, Journalists, and the Haitian Revolution from the Late Eighteenth to the Early Twentieth Centuries", in: Geggus (ed.), *op. cit.*, pp. 25-26.

96 *ibid.*, pp. 27-38.

つまり、18世紀末から20世紀初頭までをとおして、ドイツにとってハイチは、肯定的であれ否定的であれ、「鏡」であり「参照枠」であり続けたということである。

ハイチを「鏡」「参照枠」としたドイツと同じようなことは、明治の日本人についても指摘できる。日本人によるハイチ革命への最初の言及は、会津藩士で白虎隊の生き残りだった柴四朗（1852～1922年）が東海散士というペンネームで書いた長編政治小説『佳人之奇遇』に見ることができる。アメリカ留学中の散士がフィラデルフィアで二人の佳人、一人はスペイン革命に失敗した將軍の娘幽蘭、もう一人はアイルランド独立運動の亡命者紅蓮と出会ったという設定で始まり、主として植民地や従属状態にあった地域や小国で起こった著名な抵抗・独立運動をガリバルディー、コシューシコ、オラービー、マフディーなどの指導者を軸に取り上げたものである。

1886(明治19)年に刊行された第三編巻六では、紅蓮が対談したフランス共和派の領袖レオン・ガンベッタの言を借りて散士自身の日本論が語られているのだが、そのなかに次のような一文がある（柳田泉編『明治政治小説集〔二〕』（『明治文学全集六』筑摩書房、1967年による）。

日本人民ニシテ上下心ヲ一ニシ、眞ニ國權ノ振ハザルヲ慨シ、眞ニ外人ノ專横ヲ憤リ、昔時米國ノ義擧<sup>セントドミンゴ</sup>ノ如ク、聖土奴民噉ノ獨立ノ如ク。

今、日本人の間には外国の横暴を憤り国權の伸長を待望する機運が起こっているが、それはかつての「米國ノ義擧」や「聖土奴民噉ノ獨立」を彷彿とさせるものだと言う。「米國ノ義擧」とはアメリカ合衆国の独立運動のことだろうことはすぐに分かるが、これと並び称せられる「聖土奴民噉ノ獨立」とはなにか。散士は先の文に続いて、かなりの長文を挿入し、「聖土奴民噉ノ獨立」の過程を解説している。その冒頭の部分だけを引用する。

聖土奴民噉ハ西印度中ノ一島ニシテ佛國殖民地ノ一ナリ。一千八百一年、第一世<sup>ナポレオン</sup>拿破倫奴隸實施ノ令ヲ此島ニ布ク。島民其暴戾殘虐ヲ憤リ、所在蜂起シ、名將東山黨、老亞智勇ヲ推シテ盟主トナシ、血ヲ啜リ天ヲ仰ギ相共ニ誓テ曰ク、死シテ自由ノ鬼トナルモ生テ奴隸ノ民タラズト。遂ニ兵ヲ擧ゲテ叛ス。老亞智勇ハ<sup>アフリカ</sup>亞非利加賣奴ノ子ナリ。一千七百四十三年此島ニ生ル。

「聖土奴民噉」は西インドの島でフランス領の植民地だったところだが、ナポレオン一世による奴隸制政策に憤った島民が自由を求めて蜂起した。その蜂起の「盟主」となったのが「名將東山黨、老亞智勇」である。彼は、アフリカ出身で奴隸として売られた両親の間で、1743年に「聖土奴民噉」で誕生した人物である、という大意である。

「聖土奴民噉ノ獨立」とは「サン=ドマンゴの獨立」、つまり現在のハイチの建国のことなのである。この文が書かれる約80年前のことである。そして、「東山黨、老亞智勇」とは傑出した指導

者トゥサン・ルヴェルチュールのことである。散士がトゥサン・ルヴェルチュールに「東山黨、老亞智勇」の漢字を当てた理由は不明である。だが、日本からはるか東方に位置する「山の多い」島に生まれ、ハイチ革命に身を投じたときはすでに50歳に近い高齢、豊かな教養の持ち主にして勇猛果敢な闘士という人物像にふさわしい見事な当て字である。散士の作品は日本で最初のハイチ独立史でありトゥサン・ルヴェルチュールの略伝である。

なお念のために言えば、散士は1801年にナポレオンが「奴隸実施ノ令ヲ此島ニ布ク」と書いているが、それは不正確である。ナポレオンが「奴隸実施」の意図を持っていたのは確かなのだが、1801年にその「令ヲ此島ニ布」いた事実はないからである。

もう一つ、雑誌『少年園』の第五巻第四九号(1890〔明治23〕年11月号)の付録『黒偉人』を挙げる。全28頁に及ぶ長文だが、著者名は書かれていない。全体の筆致からして、『少年園』の創刊にも協力した柴四朗の執筆になる可能性もあるが、残念ながら確定できない。

黒偉人とは何ぞや、ルーヴェルチュールの事なり。ルーヴェルチュールとは何者ぞ、ツーセン、ブレダを曰ふなり。ツーセン、ブレダとは何れの處の人ぞ、西印度なるヘイティ島の黒人にして、自由の大義に一身を擲ち、一国の獨立を企て、英軍を降し、佛兵を破り、彼の曠世の英雄ナポレオンをして、殆ど手を措くに至らしめたる一大英雄なり。其智術其材幹其義氣其行為實に千古に其匹を見ざるの大豪傑なり。

大意は『佳人之奇遇』と同じである。では、「一大英雄」にして「大豪傑」たるトゥサン・ルヴェルチュールの事業、ハイチの独立はなぜ重要なのか。

ツーセンの事業は獨りヘイティの一島に止らず、大に奴隸解放を促すに與りて勢力ある歴々徴すべし、即ち其功德廣く黒人種全軀に及べりといふべし。〔中略〕而してヘイティの獨立は、劣等の人種と雖ども、死を以て自ら守るときは、至強の卒至利の器を以て如何ともす可らざるを明にし、人種競争の上に於て、一大鑑戒を世界萬国の抑壓者被壓者に示すものにして、ツーセンは實に吾人が師とするに足るものあり。

トゥサンの事業は広く黒人奴隸解放に大きな影響を与えた。そして、命を賭して達成されたハイチの独立は抑壓者と被抑壓者の別なく、鑑とし戒めとすべきものであり、日本人の手本とするに相応しいということである。

鈴木亮によれば、『佳人之奇遇』は徳富蘆花が「字を読む程の者は読まぬものはなかった」と書いたほどのベストセラーで、発行部数は数10万部に達したという。また、『少年園』の方は1888(明治21)年11月3日、いわゆる「天長節」(明治天皇の誕生日)を機に発刊された日本最初の少年雑誌であって、月2回発行され、創刊号は1万2千部だったが1年後には1万8千部にもなった。

読者層は高等小学生や中学生だが、読者に懸賞文を募ると4千通余もの応募がある人気雑誌だったという<sup>97</sup>。

このように、明治の日本人にとってハイチは、なによりも、ヨーロッパの白人と伍して戦い、その支配を覆して独立を達成するという偉業を成し遂げた国としてのハイチであった。だが、そのハイチの歴史を日本人は忘却してしまった。

なぜ、日本人はハイチの歴史を忘れ去ってしまったのか。それには、この100年の間に日本が辿った道に関わってくる。それは、『黒偉人』の著者のハイチ認識に伏在する「人種」観に垣間見えてくる。すでに引用した文には「劣等の人種」「人種競争」などの文言があったが、『黒偉人』の「緒言」では、こう書かれている。

今日世人皆曰く、白人は最高位にして黄人之に次ぎ、赤人黒人は最下位なりと、而るに此黒偉人は實に此最下位なる黒人中の人にして、而して其思想彼の如く、其行為彼の如く、其智其材其公明正大の事業彼の如し、況や文化中にある黄人をや、豈白人を凌駕して五洲を混一する能はざらんや、努めよや少年、勵めよや黄人種中に在る大日本の少年。

「白人-黄人-赤人・黒人」という人種序列論に立脚して、「最下位」の黒人ですら偉業を為し得たのだから「文化中にある」日本人に為し得ぬはずがない、と言うのである。『黒偉人』が書かれた時代は、「文明開化・富国強兵」を経て「大日本帝国憲法」の制定へ向かい、「脱亜入欧」の言説がはっきりとした形を取り始める時代である。さすれば、トゥサンとハイチ革命は、「脱亜入欧」の延長線上で「五洲を混一する」世界帝国を夢想する「大日本」にとって、国民とりわけ少年の士気高揚のための格好の素材となったと言ってよさそうである。そして、そう考えれば、その後の日本人がハイチを忘却の彼方へと押しやってしまったことの理由の一端を説明することができるであろう。

ドイツと日本。最初期における共鳴から後には否認・黙殺へと推移するという点で、両国が類似しているのは示唆的であろう。

日本人のハイチ革命への着目は1960年代に入ってからのものである。乙骨淑子作・滝平二郎絵『八月の太陽を』（理論社、1966年、愛蔵版、1978年）は、『少年園』の「黒偉人」に触発されて、これをもとに少年向けに書いたものである。物語はトゥサンが非業の獄死を遂げる1803年までで終わっているが、実に読み応えのあるトゥサン伝とハイチ革命史である。歴史研究としてのハイチ革命史は、脚注67で挙げたジェームズ『ブラック・ジャコバン＝トゥサン＝ルヴェルチュールとハイチ革命』の翻訳（1991年）を別にすれば、筆者の「ハイチ革命」（1993年）、「フランス革命・ナポレオン戦争とラテンアメリカ」（1995年）、「ハイチ革命とラテンアメリカ諸国の独立」

97 鈴木亮『日本からの世界史』（大月書店、1994年）26-27頁。



(1997年)などの拙論<sup>98</sup>と拙著『ハイチ革命とフランス革命』(1998年)まで待たなくてはならないのである。

## おわりに

2001年8月31日から9月8日まで、南アフリカ共和国のダーバンで国連主催による「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容に反対する世界会議」が開催された。会議には163カ国の政府代表ら約2,300名が参加した。また、世界中から非政府組織の代表約4,000名も参加して独自にフォーラムを開催した。

会議での議論の焦点の一つは、過去の奴隷貿易と奴隷制度の問題であった。その結果は「宣言と行動計画」のなかで次のようにまとめられた。

大西洋越えの奴隷取引などの奴隷制度と奴隷取引は、その野蛮のゆえだけでなく、その大きさ、組織された性質、とりわけ被害者の本質の否定ゆえに、人類史のすさまじい悲劇であった。奴隷制度と奴隷取引は人道に対する罪であり、とりわけ大西洋越えの奴隷取引はつねに人道に対する罪であったし、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容の主要な源泉である<sup>99</sup>。

世界会議の場で大西洋黒人奴隷貿易と奴隷制度が「人道に対する罪」(crime against humanity, crime contre l'humanité)と宣言されたのは、これが初めてである。ただし、それは妥協の産物であった。アフリカやカリブ諸国は欧米各国に「謝罪」を要求した。これに対して、ドイツとイタリアは「謝罪」に前向きだったが、奴隷貿易や奴隷制度を推進した当事国のイギリス、フランス、オランダ、スペイン、ポルトガルなどが「謝罪」に反対し、アメリカは会期の途中で会議をボイコットした。「謝罪」すると補償の問題が浮上することを危惧したからである。最終的に「人道に対する罪」という表現になったが、それは、同じ2001年の5月10日にフランス議会が行なった同様の決議に倣うものであった。

だが、ともあれ、世界会議の場で大西洋黒人奴隷貿易と奴隷制度が「人道に対する罪」と宣言されたのは画期的なことであり、その後も、いくつかの国の元首などによる態度表明があった。

ブラジルのルラ・ダ・シルヴァ大統領は、2005年4月14日、訪問先のセネガルで演説し「黒人に対して我々が行なったことを謝罪する」と言明した<sup>100</sup>。ブラジルは、奴隷貿易によるアフリカ

98 順に以下の叢書に所収。歴史学研究会編『南北アメリカの500年 第2巻 近代化の分かれ道』(青木書店, 1993年), 歴史学研究会編『講座世界史 第2巻 近代世界への道』(東京大学出版会, 1995年), 『岩波講座世界歴史 第17巻 環大西洋革命』(岩波書店, 1997年)

99 <http://www.unhchr.ch/html/racism/02-documentscnt.html> [2013/06/15 アクセス]

100 <http://www.bbc.co.uk/2/hi/americas/7046262.stm> [2013/06/15 アクセス]

人の導入が最多だった所であり、しかも奴隷制の廃止が1888年ともっとも遅かった国である。

2006年1月30日、フランスのジャック・シラク大統領は、議会在奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」と決議した2001年5月10日に因んで、「5月10日」を「奴隷制廃止記念日」「奴隷制犠牲者追悼の日」とするとし、「奴隷制度はヨーロッパ人によって犯された嫌悪すべき事象」であり、「国家の偉大さは光だけでなく陰も含めたすべての歴史を認めることにある」とした<sup>101</sup>。

イギリスでは2007年に奴隷貿易禁止法制定200周年記念式典が行われたが、3月25日、トニー・ブレア首相はビデオメッセージで、奴隷貿易は「歴史上もっとも恥ずべき出来事の一つ」であるとし、「深い悲しみと遺憾の意を表明する」と述べた<sup>102</sup>。また、同月27日のウエストミンスター寺院での記念式典では、ウィリアムズ・カンタベリー大主教が過去の誤りに真摯に向き合うよう訴えた<sup>103</sup>。

やや遡るが、1992年2月2日、かつて最大の黒人奴隷貿易基地となったセネガル沖のゴレ島を訪れたローマ法王ヨハネ・パウロ2世は「奴隷貿易に従事したキリスト教国家とキリスト教徒に神の許しを乞う」とした。自身がカトリックの司祭である西山俊彦が『カトリック教会と奴隷貿易』において詳細に検証しているように、カトリック教会は（プロテスタント教会も同様である）、世俗の権力による黒人奴隷貿易を是認し後押しする「共犯者」だったが、このことに対する「遺憾の意」をヨハネ・パウロ2世はカトリック教会として初めて公式に表明したのである<sup>104</sup>。

このように、黒人奴隷貿易と奴隷制度に対する反省がほぼ共通認識となったと言ってよい。黒人奴隷貿易と奴隷制度が始まった16世紀から起算して、実に500年後のことである。

ところで、先述したダーバン会議の「宣言と行動計画」では、植民地主義についても言及され、次のように書かれた。

植民地主義によって苦痛がもたらされたこと、そして、植民地主義が起きたところはどこであれ、いつであれ、非難され、その再発は防止されなければならないことを確認する。この制度と慣行の影響は今もなお続いており、世界各地で社会的・経済的不平等を続けさせる要因となっていることは遺憾である<sup>105</sup>。

植民地主義については、奴隷貿易や奴隷制度に用いられた「人道に対する罪」という表現ではなく、「遺憾 regret」という文言になった。英語の〈regret〉も日本語の「遺憾」も謝罪の意味合いは希薄で、「残念なこと」といった程度の表現である。そこには、深刻で根元的な反省の姿勢を

101 [http://www.sangonet.com/hist/FichHistoire/esclavage-F-DComm\\_JC.html](http://www.sangonet.com/hist/FichHistoire/esclavage-F-DComm_JC.html) [2013/06/15 アクセス]

102 [http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/6493507.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/6493507.stm) [2013/06/15 アクセス]

103 <http://www.thinkinganglicans.org.uk/archives/002323.html> [2013/06/15 アクセス]

104 西山俊彦『カトリック教会と奴隷貿易—現代資本主義の興隆に関連して』（サンパウロ、2005年）。神に仕えるキリスト者として自己の信仰を問い直すべくカトリック教会の罪責を検証した著者に敬意を表したい。

105 <http://www.unhchr.ch/html/racism/02-documentscnt.html> [2013/06/15 アクセス]

窺うことができない。

前節で書いたように、フランスでは奴隷貿易や奴隷制度を「人道に対する罪」と認めることに抵抗は少なくなった。だが、事がらが植民地主義となると別である。植民地主義を「克服すべき過去」とする認識は希薄である。フランスが植民地主義を「克服すべき過去」として向き合おうとしないのは、植民地主義を正当化する「文明化の使命」という言説が今なお根強く存在するからである。あるいは、「今日の我々は過去に植民地化した人々の“遺伝的”後継者ではないのだから、植民地化したことに許しを請う必要はない<sup>106</sup>」というパスカル・ブランシャールの発言に代表されような認識が潜在していることも挙げなくてはなるまい。

このブランシャールの発言と対比するために、本橋哲也の『ポストコロニアリズム』(2005年)から引用する。

私自身もそうだが、この本を読んでいただいている読者の多くは、「日本人」であるだろう。「日本人」である私たちには、日本の植民地支配と脱植民地化に対して〈責任〉がある。これは戦前に生きていて戦争責任があること、戦後に生を受けたので戦争の惨禍に直接責任はないが戦後責任があること、その両方を含み得る概念だ。普通日本語で言う責任には、二つの意味合いが含まれていると考えられる。ひとつは「説明責任 (accountability)」。これは何かの行動や結果に対してそれに見合った説明を行なったり、対価を支払ったりする義務をさす。もうひとつは「応答責任 (responsibility)」。こちらは他者の問いかけに対して答える義務のことだ。

日本人である私たちの植民地に関する責任も、この重なり合う二つの責任の範疇にある。つまり、過去の植民地支配の事実直面して、それがなぜどのようにして起きたのかをできるかぎり正確に知る、という責任。それが自己と他者に対する説明の義務であり、被害に対して補償を行う義務へとつながる。そして、植民地支配や戦争の被害者を含む他者が、そのような過去の事実に関して問いを投げかけてきたときに、可能な限り応答する義務もそこから生じる。

このような過去と現在とをつなぐ責任のありようには、時効がないのではないか。他者からの訴えと要求があるかぎり、私たちは彼ら彼女らに説明し応答し続けなくてはならない。

私たちは忘れても、死者たちは忘れず、その死者たちの祈りによって私たち生者は生き得ているのではないか。(石川逸子『〈日本の戦争〉と詩人たち』影書房、2004年)

他者の記憶に自己の忘却で答えることはできない。現在の生者は過去の死者の問いかけに自分の言葉で説明し応答する責任がある。私たち自身の現在は、他者の過去の結果なのだ。

---

106 “Chat: comment écrire l’histoire de la colonisation ?” (<http://www.lemonde.fr/web/chat/0,46-0@2-3226,55-718808@45-1,0.html>) [2005/12/09 アクセス]

そのことに目をつぶった議論は、いかに理論的な精緻さや資料の豊富さを誇ろうとしても、空しい<sup>107</sup>。

筆者は本橋の論説に共感する。そして、もとより、上の文の「日本」はイギリスやフランス、アメリカなどに置き換えることが可能である。

しかるに、日本では近年、「植民地責任」(Colonial Responsibilities)という用語が広く使われるようになってきた。戦争責任や戦後責任の言葉になぞらえて作られたこの用語は、南部アフリカ史・帝国主義史を専攻する永原陽子が、植民地主義の過去を克服していくうえで、植民地支配を受けた側とそれを行った側との関係を分析するために着想した新しい概念である。永原は2004年に総勢35名の歴史研究者による研究プロジェクトを立ち上げ、その研究成果の一部は2009年に永原を編者とする『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史<sup>108</sup>』として刊行された。

植民地責任とはなにか。その定義は同書に収録された清水正義の論文「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」で明快に示めされている。すなわち、植民地責任とは「他国・他地域の領土・領域を侵犯し、自国領土化し、あるいは自国権益のもとにおき、ないしは自国の経済的勢力圏のもとに組み入れ、それによって植民地住民に甚大な被害を与えたことに対する責任」である。その場合、植民地責任と植民地犯罪とは区別される。「植民地責任は植民地支配を行ったこと自体を言い、その語義には、植民地支配中のさまざまな否定的な残虐行為、つまり植民地住民に対する暴力、虐殺、略奪、侮辱行為、強制労働徴用、奴隷化などの植民地犯罪を含みはするものの、それらの残虐行為自体を意味するものではない<sup>109</sup>。」

ハイチ史の立場から共同研究に加わった筆者は、2002年から04年にかけて当時のジャン=ベルトラン・アリスティド大統領が旧宗主国フランスに対して繰り返し表明した「返還と補償」の要求——「返還」とは、1825年にフランスがハイチを独立国として承認する見返りとしてハイチがフランスに支払った「賠償金」の返還のこと。「補償」とは、奴隷貿易、奴隷制度や植民地支配に対する損害賠償のこと。フランス政府はいずれの要求をも拒否したため、未だ実現を見ていない——を手がかりに、ハイチに対するフランスの植民地責任について検討し、同書に収録の拙論「ハイチによる『返還と補償』の要求」で次のように結論した。

カリブ海地域はヨーロッパによる植民地支配や収奪を世界のどの地域よりも古くから、そしてもっとも強く受けてきた場所である。なかでも、ハイチはそうである。奴隷貿易と奴隷制度による生命の略奪や人格の毀損、プランテーションの導入とモノカルチャーの強制による生産構造の奇形化と生態系の破壊、ムラート対黒人の分裂と反目を生みだした植民地支配

107 本橋哲也『ポストコロニアリズム』（岩波新書、2005年）219-220頁。

108 永原陽子編『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』（青木書店、2009年）

109 清水正義「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」、同上書、54頁。

の在り方、ナポレオンによるハイチ革命への軍事介入に起因する焦土化、独立後に課せられた「賠償金」という名の制裁、などなどである。それらは、植民地責任と表現するしかないものであろう<sup>110</sup>。

その拙論で検討したのはフランスの植民地責任だけである。だが、植民地責任という視角からハイチ史を考える場合には、もう一つ、アメリカの植民地責任についても問題にしなければならない。1915年から34年まで続いたアメリカによるハイチの軍事占領は、ハイチの主権を侵害して政治、経済の両面で「裏庭化」しようとしたもので、それは公式の植民地化ではなかったとはいえ、内実は植民地支配の一形態と言えるものだったからである。

詳細は拙論「ハイチ史における植民地責任—『アメリカによる軍事占領』をとおして」に譲るが、ハイチ史の全体をとおして見たときの植民地責任のあり様は、次のようにまとめることができる。—アメリカによる軍事占領の直接の契機はハイチの政情不安にあったが、その政情不安の底流には国家債務の累積と経済の疲弊があった。つまり、アメリカによる軍事占領はフランスによる植民地支配による負の遺産が誘因になっている。だとすれば、改めてフランスの植民地責任が、そして、フランスの植民地責任に起因する負の遺産を増幅した軍事占領の責任が浮き上がってくる。要するに、ハイチ史におけるフランスの植民地責任とアメリカの植民地責任との一体(共犯・連続・累積)性を指摘しなくてはならない<sup>111</sup>。

繰り返すが、カリブは欧米の植民地主義や帝国主義的膨張による支配や収奪を世界のどの地域よりも古くから、そしてもっとも強く受けてきた地域である。その負の遺産は現在でも低開発やモノカルチャー経済、政治的分断など、さまざまな形で刻印されている。つまり、植民地主義の影響はカリブにおける「社会的・経済的不平等を続けさせる要因」になっているのである。それは「遺憾」といった軽い言葉で片付けることのできるものではないであろう。

筆者の学生時代の恩師である遅塚忠躬は、「歴史学は何の役に立つのか」「歴史家の言っていることはどのくらい確かなのか」という「二つの根源的な疑問」にたち帰って歴史研究の意義を問い直し、病床にありながら逝去(2010年11月13日)の5カ月前に出版した渾身の大作『史学概論』を次の言葉で結んだ。「歴史学に限らず、おそらく科学一般が、いま、パラダイムの転換を迫られているのではなかろうか。歴史学の新たな飛翔を若き世代に期待しつつ、本書をここで閉じることにしてしよう<sup>112</sup>」。近代世界史研究もパラダイムの転換が迫られていると言って良いであろう。近代世界史へのあれこれの「書き加え」ではなく、近代世界史の「書き直し」である。筆者は、

110 浜「ハイチによる『返還と補償』の要求」, 同上書, 183頁。

111 浜「ハイチ史における植民地責任—『アメリカによる軍事占領』をとおして」(『北海学園大学 学園論集』147号, 2011年) 157-159頁。

112 遅塚忠躬『史学概論』(東京大学出版会, 2010年) 464頁。

ハイチ史を中心とする研究をとおして部分的な「書き加え」はできたと自負している。だが、「書き直し」にはほど遠い。『両インド史』に示された問題観に着目しながら、その歴史認識をめぐる諸問題を検討した本稿が近代世界史の「書き直し」の端緒となれば、と念じている。

#### 〈追記〉

入稿から1カ月後の2013年8月10日、『しんぶん赤旗』は「カリブ共同体・共同市場／植民地時代の虐殺・奴隷化で補償要求／欧州5カ国は謝罪を」の見出しで菅原啓・中南米担当記者の通信を載せた。カリブ共同体・共同市場（略称カリコム CARICOM の正式加盟14カ国と1地域は後掲）が、植民地時代の先住民大量殺害やアフリカ系住民の奴隷化について旧宗主国のイギリス、スペイン、フランス、ポルトガル、オランダに公式の謝罪と補償を要求する方針を決定したとのことである（[http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2013.../201308100601\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2013.../201308100601_1.html)）。

迂闊にも、カリコムの最近の動向をフォローしていなかったため、急いで関連情報を検索したところ、カリコム結成40周年にあたる2013年7月6日にトリニダード・トバゴで開かれた首脳会議が、加盟国の補償請求活動を調整する機関として「補償委員会」を設置することを決議し、9月初めには正式文書の作成と戦略を練る方針であることなどが判った。

本稿でも、奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」と宣言したダーバン会議を初め、ダ・シルヴァ元ブラジル大統領やブレア元イギリス首相、元ローマ法王ヨハネ・パウロ2世による謝罪や遺憾の表明、アリストイド元ハイチ大統領による「返還と補償」の要求など、幾つかの事例に言及したが、奴隷貿易と奴隷制度、植民地支配を行ったヨーロッパの主要当事国すべてを相手にカリコムが共同して公式に謝罪と補償を要求するのは画期的なことである。また2010年には「植民地主義補償 Colonialism Reparation」のサイト（<http://www.colonialismreparation.org>）が開設され、数多くの論説を掲載している。これらは、日本から発信された「植民地責任」の視座が世界的にも共有されつつあることを示していると言ってよからう。

カリコムがどのような正式文書を作成するのか、そして旧宗主国はどのように「説明責任」と「応答責任」を果たすのか、今後の成り行きを注視したい。カリコムによる謝罪と補償の要求をめぐる議論とその決着の如何は、「新世界の発見」を発端とする近代世界史の叙述に根本的な「書き直し」を迫る可能性を孕んでいるからである。

#### \*カリコムの正式加盟14カ国（独立年順）と1地域

ハイチ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、バルバドス、ガイアナ、グレナダ、バハマ、スリナム、ドミニカ国、セントヴセインセント・グレナディーン、セントルシア、アンティグア・バーブーダ、バリーズ、セントクリストファー・ネーヴィス、英領モンセラット。

（2013年8月26日、初校時に〈追記〉入稿）